論　説

下田区裁判所の刑事司法手続
――治罪法施行以前を中心に――

橋　本　誠　一

はじめに

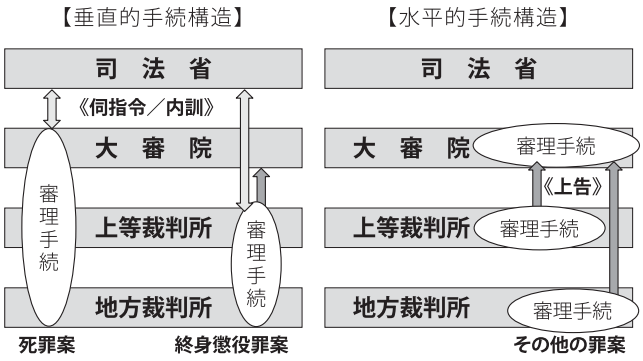
筆者は、すでに拙稿「静岡裁判所の刑事司法手続」[1]（以下、「拙稿」という。）において、治罪法施行（一八八二年一月）以前の死罪案一六件（国立公文書館内閣文庫「府県史料」に所収）をもとに当該時期における静岡裁判所の刑事司法手続の復元を試みた。本稿は、その続編として、同じく治罪法施行以前の下田区裁判所の刑事司法手続について考察するものである。

本稿の研究史上の位置づけは拙稿で述べたところと同様であり、とくに再言しない。[2] ここでは以下の行論に必要な限りで、拙稿と本稿との関連について述べておきたい。

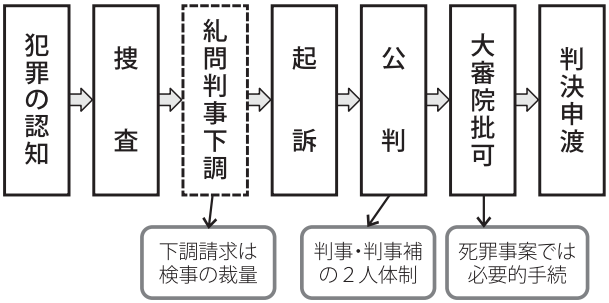
拙稿をまとめた結果、筆者はおおよそ以下のような認識に立ち至った。まず、大審院設置（一八七五（明治八）年四月一四日太政官第五九号布告、同年五月二四日開庁）、「裁判事務心得」（一八七五年六月八日太政官第一〇三号布告）制定以後の刑事司法手続構造は、【図1】のように概念化することができるだろう。すなわち、当時の刑事司法手続は、「垂直的手続構造」（死罪案と終身懲役罪案の場合）と「水平的手続構造」（その他の罪案の場合）[3]に二分され、[4]それは一八八一（明治一四）年一二月末日まで――つまり治罪法が施行されるまで――維持された。拙稿はこのうち死罪案を分析し、当該刑事司法手続をおおよそ【図2】のように復元した。それは部分的に――たとえば糺問判事下調の手続などに――フランス法の影響を受けたもので、その運用実態は、一定程度、形式合理的なものであった。

拙稿では、終身懲役罪案とその他の罪案の刑事司法手続については今後の課題とした。ただ、戦前・戦時期の二度の大火で静岡地方裁判所所蔵資料は焼失したとされているため、同裁判所について死罪案と同様の考察を行うのは資料的に困難である。しかし、静岡県内であれば、区裁判所資料がいくらか残存することが知られている。そこで本稿では、次善の策とし

【図1】刑事司法手続の構造（1875～1881）



【図２】静岡裁判所の刑事司法手続



てこれらの資料を活用し、その他の罪案を扱う区裁判所の刑事司法手続について考察することとした。

本稿がおもに利用するのは、国立公文書館つくば分館所蔵の下田区裁判所刑事裁判資料（検察庁移管文書）である。【表１】に示したように、それは簿冊一二冊で構成され、資料の成立時期は一八七七（明治一〇）年から一八八一（明治一四）年までの五年間である。下田区裁判所は一八七六（明治九）年一二月一二日にその設置が達せられ、同年一二月二三日に開庁した(5)。したがって、当該資料は、開庁当初から五年間の裁判記録ということになる。各簿冊は原資料(6)を明治三〇年代に再編綴したもののようである(7)。簿冊ごとに収録された資料の種類が異なることから、当時、必ずしも一貫した編綴方針が採られていたわけではなかったようである。

【表１】下田区裁判所刑事裁判資料（国立公文書館つくば分館所蔵）

番号	簿冊名（簿冊番号）	年次	所載文書
1	断刑録（489）	1877	申渡書（始末書の一部も）
2	判決原本（492）	1877	罪案
3	民勧遅不参罰金申渡書綴込 (498)	1877	申渡書
4	断刑録（490）	1878	申渡書
5	判決原本（493）	1878	仮口書、始末書、罪案
6	断刑録（491）	1879	申渡書
7	判決原本（494）	1879	罪案
8	判決原本（495）	1879	仮口書、始末書 (擬律案、宣告案が少し)
9	判決原本（496）	1880	仮口書、始末書、罪案、申渡書
10	判決原本（497）	1880	仮口書、始末書、糺問書
11	宣告書綴込（499）	1880	申渡書
12	言渡書綴込（500）	1881	仮口書、糺問書、始末書、罪案、申渡書

本稿は、これらの資料に依拠しながら、おもに以下の課題について考察する。

第一に、下田区裁判所の刑事司法手続を復元し、捜査、起訴、公判、上告など一連の刑事司法手続の実態を解明する。その際、拙稿で考察した静岡裁判所のそれとの異同に注目したい（第一～五章、第八章）。

第二に、下田区裁判所の社会的機能について考察する。ここでの課題は二つある。まず、後述するように、当時の下田区裁判所では不参遅参事件が全既決事件の六割弱を占めていた。本稿では、そのような現実を生み出した社会的背景について考察する。その作業を通して、当該時期に固有の裁判所の社会的機能が明らかになるだろう（第六章）。次に、刑事裁判をめぐって積極的に活動していた訴訟補助者（代書人、差添人、郷宿など）の活動実態について端緒的な考察を加える（第七章）。このような課題は、拙稿ではまったく手を付けることができなかった。今回、ささやかながらも本稿で考察することが可能になったのは、残された資料の特性によるものである。

そして最後に、本稿全体の考察を踏まえ、一八七五年から一八八一年までを垂直的手続構造と水平的手続構造の併存として特徴づけるという筆者自身の見解の妥当性について再検討したい（おわりに）。

本論に入る前に、考察の前提となる事実をいくつか確認しておこう。まず、区裁判所の事件管轄について。区裁判所仮規則（一八七六年九月二七日司法省達第六六号達）によれば、区裁判所が管轄するのは、民事では「金額百円」以下の事件（第二条）、刑事では「懲役三年」以下の事件である（第三条）。また、上訴については、民事事件で控訴が認められた。その場合、控訴人は「直チニ上等裁判所ニ」訴状を提出しなければならない（第四条）。他方、刑事事件では控訴は許されず、ただ上告のみが可能であった（ただし違警罪を除く）。その場合、上告人は「直チニ大審院ニ」訴状を出さなければならない（第五条）。

もう一つは静岡県への検事の配置について。実際に静岡裁判所に検事が着任したのは一八八一（明治一四）年六

月、同浜松支庁は同年一〇月のことであった。[8] 下田区裁判所に検事が着任した時期は不明だが、おそらく浜松支庁への着任以後（一八八一年一一月以降）のことと考えて大過ないであろう。検事着任以前は、警部（司法警察官）が検事の職務を代行した。本稿の場合、下田警察署長がその任を務めていた。

第一章　区裁判所の刑事司法手続

本章では、拙稿で復元した死罪案に係る静岡裁判所の刑事司法手続との異同に留意しながら、下田区裁判所刑事裁判資料をもとに区裁判所における刑事司法手続の全体像を復元する。まずは総論的な考察である。それを踏まえ、第二章以下では各論的考察を行うこととする。

第一節　捜査

犯罪の発生が認知され、捜査が行われた結果、通常、警察が被疑者の身柄を確保（捕獲）する。ちなみに、当時、捕獲は、現時捕獲（または現時捕縛、現行捕獲など）、探偵捕獲、告訴捕獲、告発捕獲、自首の五種類に区分されていた。[9]

被疑者の身柄を確保した下田警察署は、「仮口書」（資料上は「口供」「仮口供」などと記される場合が多い）[10]を作成するために、被疑者への尋問を行った。仮口書は物語（独白）形式で作成された。[11] それが完成すれば、被疑者に一通り読み聞かせ、誤りがなければ捺印させた。[12] 仮口書の一例を挙げれば、左の通りである（なお、朱書部分は省略した。この点については後述する。）。

【資料1】[13]

（静岡県罫紙）

（朱書）「拾四号」口　供

静岡県第八大区九小区
伊豆国田方郡大野村
六十七番地平民
□川△右衛門長男
雑業

明治十一年二月二十四日現時捕縛曹洞宗　□川△郎右衛門
三十年三ヶ月

一前科　明治八年一月中旧足柄裁判所於テ賭博ノ科ニ依リ
懲役八十日ニ処セラル

一自分儀明治十一年二月二十四日夜豫テ知己ナル伊豆
国那賀郡江奈村山田彦太郎方へ用向有之
罷越シ色々雑談ノ末已ニ先年中賭博ヲ以
御所刑ヲ受タル身分ヲ不顧同人ト申合金
壱銭或ハ五厘賭ケ骰子博奕相催居候処
乍チ巡査方御立入直チニ現場ニ於テ御召捕
相成候事

右之通相違不申上候

明治十一年三月十九日　　□川△郎右衛門（拇印）

拙稿では、警察が仮口書を作成する際、物語（独白）形式ではなく、問答形式を用いる場合があったことを指摘した。[14] しかし、下田区裁判所刑事裁判資料中にそのような資料を見出すことはできなかった。仮口書はもっぱら物

語（独白）形式で作成されていた。なお、後述するように、糺問掛作成の口書（糺問書）は問答形式で作成される場合があった。

ところで、区裁判所に固有のことと思われるが、軽微な事件の場合、警察は仮口書を作成せず、代わりに被疑者に「始末書」を作成・提出させることがあった。左に一例を挙げよう（なお、朱書部分は省略した。この点については後述する。）。

【資料2】(15)

始　末　書

第九大区九小区
賀茂郡青野村
第三拾八番地平民
農□野△三吉妻

自火焼失　禅曹洞宗　いと
外類焼無之　本月四十三年三月

私儀二十四日午後七時頃竈ニテ焚火
致跡灰篤湿シ馬家側江取置候処
湿シ方不宜候哉同日夜午前三時頃
右馬家より出火消防不行届前書之通
焼失致候段私儀全ク平常火之元
不注意より事起候ニ付深ク恐入
謹慎罷在候段始末書ヲ以申上候也

右

□野△三吉妻

明治十年九月二十八日　　い　と（拇印）
静岡県令大迫貞清殿

このように失火事件などでは、被疑者は静岡県令宛の始末書を作成し、これを所轄の警察署に提出した。そして、後述するように、警察署は被告人を起訴するとき、この始末書を区裁判所に送付した。要するに、始末書は仮口書の代替物であった。(16)

さらにまた、被告人が自首するとき、「自首書」を提出することもあった。この場合、自首書が仮口書の代替物ということになる。左にその一例を紹介しておこう。

【資料3】(17)

自　首　書

伊豆国田方郡湯ヶ島村
百九番地平民工方
□田　△吉
当九月三十一年二月

「曹洞宗」（朱書）

私儀本年七月一日ゟ天城山南坂道路修繕方
私受負之場所工業中字峠下ト申処道
路巾弐間通リ修繕可致之処右場所道敷
狭隘ニヨリ上堋開鑿致居候処本年
七月四日夜大雨ニテ右上堋ニ生スル雑木三本
道敷へ崩落チ五日朝普請取掛リ候処
右雑木通路ノ障害ニ相成是非共伐
採不仕候而者通路相成不申候に付

官林トハ心得其筋ヘ御届ケ可仕之処
一時通路之為メ不心付誤テ無沙汰
ニ伐採仕其儘右雑木ハ道路土留木ニ
相用ヒ候（中略）此段自首上申仕候也

右

明治十三年九月八日　　□田　△吉㊞

代書人
賀茂郡下田町字原町
山本　重吉㊞

静岡県令大迫貞清殿

ところで、これまでの叙述は下田警察署が被疑者の身柄を確保した場合を念頭に置いたものであった。それでは、分署（下田警察署の下には松崎分署と稲取分署が置かれた）が被疑者の身柄を拘束したときは、どのように処理されたのか。この点についてはすでに拙稿で若干考察したが[18]、下田区裁判所でも静岡裁判所と同様に処理されていた。すなわち、分署が被疑者の身柄を確保した場合、分署において仮口書を作成して被疑者に読み聞かせ、誤りがなければ捺印させた。その後、分署は被疑者の身柄と一件書類を下田警察署へ送致した。下田警察署では、改めて分署作成の仮口書を被疑者に読み聞かせ、誤りがなければその旨を奥書した。たとえば、一八八一年一月二五日第一二号判決の被告人は、同年一月二一日現行捕獲され、同日松崎分署で仮口書が作成された。その後、被告人は一月二四日に下田警察署でも取り調べを受けた。そして、その結果は八等警部小林昌言によって仮口書末尾に次のように奥書された。すなわち、「前書之始末取糺相成候処松崎分署ニ於テ申立候通リ聊相違無之候」[19]。[20]

第二節　糺問掛の下調

拙稿では糺問判事の「下調」（起訴前予審）手続についても考察した[21]。糺問判事の下調は、一八七五（明治八）年五月二四日太政官第九一号布告「大審院諸裁判所職制章程」中の「判事職制通則」第八条をもってその嚆矢とし、翌年四月二四日司法省達第四七号達「糺問判事職務仮規則」、同日司法省達第四八号達「司法警察仮規則」によって確立した手続である。その趣旨は、「重罪及犯情繁雑ナル」事件について糺問判事に起訴の可否判断を仰ぐというものであった。なお、一八七七年三月二四日司法省丁第二五号達により下調の請求は検事の裁量に委ねられた。

拙稿をまとめた段階では、糺問判事の下調手続は、死罪案など「重罪及犯情繁雑ナル」事件において必要であり、軽微な事件を管轄する区裁判所ではとくに必要ないだろうと考えていた。ところが、実際に下田区裁判所資料を読み進めていくと、下田区裁判所でも何度か下調手続が行われていたことを確認することができた。左はその一例である。

【資料4[22]】

（下田区裁判所罫紙）

口　供

東京府本所区小泉町三拾四番地
山崎清三郎方同居当時静岡県伊豆
国賀茂郡松崎村百六拾弐番地平民
石井與吉方寄留△右衛門長男
曹洞宗　　□井△次郎
明治十三年七月
一四年八ヶ月

「窃盗（未遂）贓金壱円以上」

一自分儀去ル明治十一年九月日失念伊豆国賀茂郡松
崎村石井與吉方ヘ用向ニテ罷越シ厄介ニ相成居候処猶昨
明治十二年十二月日失念両親共一同々地ヘ参リタルニ付同村ノ内
弐百拾壱番地ニ借家致居リ候然ルニ父△右衛門当時廃
疾ニテ多分ニ療養ノ入費モ相掛リ候得共他ニ職業ノナスベ
キナク家族一同難渋ノ折柄諸物価高直ニ相成日々父ノ療養
（中略）
一前文申上候通リ該金盗ミ後所々遊ヒ歩キ本月三日帰宅致
候処鮫河義盛サンヨリ自分ヘ用向有之由母ヨリ承リ候ニ付自
分モ考フルニ定テ盗ミ金ノ事御聞糺可有之ト存シ候ニ付今
更心得違ノ儀ヲ申シタトテ返金方ノ出来ル目途モ無之故明治
十三年七月三日口上ニテ前条ノ儀ヲ松崎御分署ヘ自首仕候
事
右之通相違不申上候以上
明治十三年七月　　□井△次郎（拇印）
下田区裁判所糺問掛
司法省十六等出仕渡斗鬼雄㊞
本人ハ幼年ニテ習字未熟ナルヲ以テ自記スル㇀不能

これは下田区裁判所糺問掛[23]が被疑者に対して行った取調結果をとりまとめたもので、静岡裁判所糺問掛作成の「糺問書」[24]に相当する。[25] 静岡裁判所の場合と異なるのは、糺問掛を担当していたのが判事補ではなく、司法省出仕であったことである。区裁判所では司法省出仕が糺問判事の職務を代行していたのである。また、糺問書の書式は、警察作成の仮口書と同様、物語（独白）形式をとるのが一般的であった。しかし、問答形式で作成される場合もあ

った[26]ことは留意すべきであろう。[27]

さて、糺問掛による下調が終了すれば、糺問掛は、【資料5】[28]のような文書を添付して、警察署に一件書類を還付した（なお、【資料5】は【資料4】とは別の事件である）。

【資料5】

（下田区裁判所罫紙）

「糺第拾五号」（朱書）

本年五月十三日第三百四拾五号ヲ以糺
問御請求相成候大鍋村□葉△助
天城山官林内ニ於而生立木ノ皮ヲ剥
取候事件今般糺問終結シ被告人
和助ハ犯情明白ナル者ト認定候条一
件書類御廻送之外尚現詳（ママ）弐
通追副之上及御還付候也
明治十三年五月十五日
下田区裁判所
糺問掛印

検事[29]御中

※印は「下田区裁判所糺問係印」印

糺問掛の判断が示されると、手続は検事（下田警察署長）による起訴へ進むことになる。もちろん、多くの場合、糺問掛の下調手続は省略され、警察による捜査の後ただちに起訴されていたことは言うまでもない。

第三節　起訴

起訴（公判請求手続）は、検事（下田警察署長）が下田区裁判所に一件書類（仮口書など）を送致することによって行われた。[30] 糺問掛の下調が行われた場合は、静岡裁判所がそうであったように、[31] 糺問掛作成の供述調書（糺問書）も添付された。[32]

ところで、拙稿で見たように静岡県警察本署が静岡裁判所に一件書類を送致する際、「求判書」を添付した。[33] これは現在の起訴状に相当するものと考えてよいだろう。ただ、残念ながら、下田区裁判所刑事裁判資料中にこれに相当するものは一つも残されていない。そこでここでは静岡県警察本署から静岡裁判所に提出された求判書（【資料6】）を紹介しておこう。[34]

ここでは以下の点を確認しておきたい。現在の起訴状には、周知のように、被告人を特定するための事項（氏名、生年月日、住所など）、公訴事実（被告人が犯したと疑われる犯罪事実）、そして罰条（適用す

【資料6】　（静岡県罫紙）

求判書[小印]　第五百十五号

該点官　三等警部　鈴樹　忠吉　小印
　　七等警部　富沢　終吉　小印

罪名	強盗人ヲ殺害
拘致原状	探偵捕獲
護送部官	静岡警察署
連累	
犯数	初犯

犯罪

入獄　山口県士族　□野△彰

書類備考　書類別紙目録之通
糾問書之通強盗殺人犯蹟確実ナル者ト致信認候間憑証相副及御送付候也

右及御引渡候也
明治十三年六月十五日　静岡県　御中
静岡裁判所　県印

べき罰則）が記載され、証拠などを添付することは許されていない。これに対して、当時の起訴は、求判書（被告人氏名等、罪名を記載、罰条の記載はない）を添えて、警察等が作成した仮口書（被告人の供述内容を記載）および証拠書類等の一件書類を送致することによって行われていた。

このような検事の起訴手続とは別に、裁判所による起訴手続も存在した。それはおもに不参遅参事件で用いられた。不参遅参事件とは、一八七七（明治一〇）年一月一七日太政官第五号布告「裁判所ノ呼出ヲ受ケ無届ニテ遅参不参スル者ニ罰金ヲ科ス」[35]により、裁判所の呼出にもかかわらず、指定の期日・時刻に無届で出頭せず、または遅刻した者を五銭以上一〇円以下の罰金刑に処すというものであった。このような不参遅参事件では、裁判所が自ら起訴手続を遂行した。その根拠規定として、たとえば一八七八（明治一一）年六月一〇日司法省丙第四号達「訟廷内及審問上発覚スル犯罪ヲ除クノ外ハ検事ノ公訴ニ因リ処断」などがあった。これによれば、「訟廷内ノ犯罪」と「審問上ヨリ発覚スル本件附帯ノ犯罪」は検事の公訴から除外された。おそらく不参遅参事件は「訟廷内ノ犯罪」ということになるだろう。

不参遅参事件について裁判所が起訴した場合、裁判所は被告人に始末書の提出を求めたようである。この場合、始末書は下田区裁判所長宛に作成された。これは前述の始末書（【資料2】）と異なる。左はその一例である。

【資料7】[36]

「（朱書）第三号」　始末書

静岡県第九大区七小区
伊豆国賀茂郡下田町
四百四番地字池之町
平民　商

日蓮宗　□山△助
本月三十二年七ヶ月

一自分儀静岡県第九大区七小区伊豆国賀茂郡下田町
七百五拾弐番地字弥治川町中村忠兵衛へ相係ル事件今十四日
午前第九時御呼出当日出頭御届可仕之処昨十三日深夜ニ至リ
当下田字伊勢町ニ於テ出火ニ及ヒ右ニ付親類共之内荷物
取片付候者茂有之就テハ鎮火之際ヨリ右荷物運返シ彼是
取紛午前第十一時過ニ出頭御届申上無断遅参仕候段奉恐入候
右之通相違不申上候以上

右

明治十一年一月十四日　□山△助㊞

下田区裁判所長
判事補服部頼厳殿

このような始末書を見れば、われわれは被告人が当事者となっている民事事件とその召喚日時、そして不参遅参の理由などを知ることができる。これを活用して、後に改めて不参遅参事件について考察する。

第四節　公判

下田区裁判所に配属された判事補・司法省出仕は、判明する限りで【表2】の通りである。これは下田区裁判所刑事裁判資料中の罪案、判決文等から各事件を担当した判事補・司法省出仕の氏名を拾い上げて作成したものである。それによれば、当初、司法省出仕二名だけであったものが、一八七七（明治一〇）年七月からは判事補一名、司法省出仕一名へ、そして一八八一年六月以降は判事補一名、司法省出仕二名に増員されたことが分かる（一八八

【表２】下田区裁判所判事補・司法省出仕一覧

年月	判事補		司法省出仕	
1877.01			11等出仕佐川秀実	13等出仕三田智周
1877.01			13等出仕佐川秀実	15等出仕三田智周
1877.04			13等出仕佐川秀実	17等出仕鈴木忠斎
1877.04			13等出仕服部頼厳	18等出仕鈴木忠斎
1877.04			13等出仕服部頼厳	17等出仕馬場信志
1877.07	服部頼厳		17等出仕物集高材	
1878.08	服部頼厳		16等出仕物集高材	
1879.04	服部頼厳		16等出仕渡斗鬼雄	
1880.11	服部頼厳		17等出仕荒井正修	
1880.11	井上謙吉		17等出仕荒井正修	
1881.06	井上謙吉		17等出仕荒井正修	17等出仕長谷川克子
1881.07	井上謙吉		17等出仕荒井正修	17等出仕長谷川克子
1881.11	井上謙吉		16等出仕西村幸頼	？
1881.12	井上謙吉	西村幸頼	？	？

一年一二月以降は判事補二名、司法省出仕二名体制になった可能性がある）。

検事（下田警察署長）が公訴を提起すると、下田区裁判所は、判事補と司法省出仕（当初は司法省出仕だけ）の二人を「掛」に任命した。ただ事件数が多いときなどは必要に応じて一人体制をとることもあったようである。

拙稿で述べたように、静岡裁判所の公判は、一八七三年二月二四日司法省第二二号「断獄則例」、同年二月一四日司法省第一六号「罪案書式並凡例更正」などに依拠して行われていた。具体的には、警察署作成の仮口書や糺問判事作成の糺問書をもとに被告人訊問を行い、「罪案」を作成した。罪案は、被告人の供述内容を「独白」（物語）形式で記録した口書（末尾にその内容に相違ない旨の文言と被告人の署名・捺印が添えられた）と、その後に罪名・罰条と量刑を記した擬律とによって構成された[37]。本稿の考察対象である下田区裁判所でも、これとほぼ同様の公判手続が行われていた。すなわち、被告人訊問の後、罪案書式に従って「罪案」が作成されていた。上に罪案の一例（【資料８】）を紹介しておこう[38]。

【資料８】　（静岡裁判所管内下田区裁判所罫紙）

第　壱　号

静岡裁判所管内
下田区裁判所調

掛　十一等出仕　佐　川　秀　実　㊞
　　十三等出仕　三　田　智　周　㊞

賭博　初犯
捕縛明治九年十二月十九日　静岡県第九大区七小区伊豆国賀茂郡
下田町三百五拾番地寄留山梨県甲斐国
都留郡冨濱村平民　商業
禅　宗　□田△七　明治十年一月三十五年七ケ月
同　静岡県第九大区七小区伊豆国賀茂郡下田町
三百五拾七番地臼井清吉方借宅平民日雇稼
禅　宗　□藤△蔵　明治十年一月三十二年十ケ月
同　静岡県第九大区七小区伊豆国賀茂郡下田町
百六拾六番地平民久四郎長男　石工
日蓮宗　□川△松　明治十年一月二十二年

一自分共儀明治九年十二月十九日夜△七△蔵兼テ懇意当下田町紺屋丁本田重蔵方へ参リ候処不在ニ付女房ヤスニ断リ一ト間ヲ借リ一酌相催候内ヤスハ入湯ニ罷出△松罷越候ニ付倶ニ飲酒ノ末三名申合持合セノ金銭ヲ賭ケ骨牌博奕手合仕候処巡査方ニ被差押候事

右之通相違不申候以上

明治十年一月十一日

□田△七（拇印）
□藤△蔵（拇印）
□川△松（拇印）

「（朱書）雑犯律賭博条財物ヲ賭シ博戯ヲ為ス者
各懲役八十日

明治十年一月十一日落着」

このように罪案には、口書（供述調書）作成と擬律作成という二段階の手続が記録されていた（末尾に朱書きされた「明治十年一月十一日落着」は判決言渡日と思われる）。

ただ、区裁判所は罪案書式に則ってつねに「罪案」を作成していたわけではなかった。警察署作成の仮口書、糺問掛作成の糺問書、被告人作成の始末書を使用するという略式手続も行われた。いわば罪案書式の適用除外である(39)。この場合、掛は、仮口書、糺問書、始末書によって被告人の供述内容を確認したうえで、擬律をそれぞれの末尾に、または添付の別紙に朱書きした。手続的にはこれをもって「公判済」となる。以下に紹介する【資料９】は、すでに

【資料1】として紹介した警察署作成の仮口書に下田区裁判所の掛が擬律を朱書きしたものである。

【資料9】[40]（【資料1】参照）

（静岡県罫紙）

「（朱書）拾四号」口　供

静岡県第八大区九小区
伊豆国田方郡大野村
六十七番地平民
□川△右衛門長男
雑業
明治十一年二月二十四日現時捕縛曹洞宗　□川△郎右衛門
三十年三ヶ月

一前科　明治八年一月中旧足柄裁判所於テ賭博ノ科ニ依リ
懲役八十日ニ処セラル

一自分儀明治十一年二月二十四日夜豫テ知己ナル伊豆
国那賀郡江奈村山田彦太郎方へ用向有之
罷越シ色々雑談ノ末已ニ先年中賭博ヲ以
御所刑ヲ受タル身分ヲ不顧同人ト申合金
壱銭或ハ五厘賭ケ骰子博奕相催居候処
乍チ巡査方御立入直チニ現場ニ於テ御召捕
相成候事

右之通相違不申上候

明治十一年三月十九日　□川△郎右衛門（拇印）

「（朱書）財物ヲ賭ケ博奕ヲ為ス者

雑犯律賭博条ニ依リ再犯ニ付一等ヲ加重シ
懲役九十日
掛　判事補　服部頼厳㊞
十七等出仕物集高材
十一年三月廿一日決」

【資料９】の朱書き部分から、擬律を作成したのが当該事件の掛二名であること、「決」の日付が一八七八（明治一一）年三月二一日であったことが分かる。なお、末尾に記された「決」は、前述の「落着」と同様、判決言渡の意味と解される。(41)

次に、始末書二題を紹介しよう。【資料10】は【資料２】（被告人が作成した静岡県令宛始末書）に、そして【資料11】は【資料６】（被告人が作成した下田区裁判所長宛始末書）に、それぞれ擬律を朱書きしたものである。

【資料10】(42)（【資料２】参照）

始　末　書

第九大区九小区
賀茂郡青野村
第三拾八番地平民
農□野△三吉妻
自火焼失　禅曹洞宗　い　と
外類焼無之　本月四十三年三月
私儀二十四日午後七時頃竈ニテ焚火
致跡灰篤湿シ馬家側江取置候処
湿シ方不宜候哉同日夜午前三時頃

右馬家より出火消防不行届前書之通
焼失致候段私儀全ク平常火之元
不注意より事起候ニ付深ク恐入
謹慎罷在候段始末書ヲ以申上候也

右

□野△三吉妻
い　と　（拇印）

明治十年九月二十八日

静岡県令大迫貞清殿

「火ヲ（朱書）失シテ自己ノ宅舎ヲ焼ク者雑犯律
失火条ニ依リ懲役二十日ノ処収贖ス
印　収贖金五拾銭　印」

＊印は「下田区裁判所長服部頼厳」印
＊印は「物集」印

【資料11(43)】（【資料6】参照）
「第（朱書）三号」　始　末　書

静岡県第九大区七小区
伊豆国賀茂郡下田町
四百四番地字池之町
平民　商
日蓮宗　□　山　△　助

本月三十二年七ヶ月

一自分儀静岡県第九大区七小区伊豆国賀茂郡下田町

七百五拾弐番地字弥治川町中村忠兵衛へ相係ル事件今十四日
午前第九時御呼出当日出頭御届可仕之処昨十三日深夜ニ至リ
当下田字伊勢町ニ於テ出火ニ及ヒ右ニ付親類共之内荷物
取片付候者茂有之就テハ鎮火之際ヨリ右荷物運返シ彼是
取紛午前第十一時過ニ出頭御届申上無断遅参仕候段奉恐入候
右之通相違不申上候以上

右

明治十一年一月十四日　　□山△助㊞

「召喚（朱書）ノ当日無断遅参スル者其情由ヲ量リ
㊞　罰金拾五銭　㊞」

下田区裁判所長
判事補服部頼厳殿

＊㊞は「下田区裁判所長服部頼厳」印
＊㊞は「物集」印

後に見るように、【資料11】のような始末書が提出された不参遅参事件は、全事件数の六割弱を占めていた。ということは、区裁判所の刑事被告人は始末書などの文書を作成・提出を求められる場合が多かったことになる。それは、当時の被告人中に無筆が多かったであろうことを考えれば、代書人の需要がかなり大きかったことを予想させる。この代書人については後に改めて考察する。

さて、罪案の作成（仮口書・始末書への擬律の朱書きを含む）が完了すると、次は判決文（資料の標題は「申渡」「宣告」など）の作成手続に移り、そして最後に公判廷で判決の言渡がなされた。[44] これをもって公判手続はすべて終了となる。以下、判決文の一例を紹介する。

【資料12(45)】

（静岡裁判所管内下田区裁判所罫紙）

「第弐号（欄外朱書）」

明治十年一月十一日

申渡

静岡県第九大区六小区
伊豆国賀茂郡茅原野村
平民藤蔵二女農業
□屋　△多

其方儀湯ヶ野村大野惣右衛門方ニテ浅田治右衛門外一名ノ金壱円二拾銭盗取ル科賊盗律窃盗条ニ依リ懲役六十日申付ル
但賍金ハ取揚ル

田方郡湯ヶ島村
浅田治右衛門

其方儀盗取ラル、金壱円ハ取揚ケ下渡ス

同郡同村傳右衛門長男
浅田　傳吉

其方儀盗取ラル、金二拾銭ハ取揚ケ下渡ス

差添人
士屋常次郎
右申渡之通相心得ヘシ

右の資料でとくに注目したいのは、申渡がなされる公判廷の場に差添人[46]が同席する場合があったことである（静岡裁判所では差添人の存在を確認できなかった）。その場合、差添人に向けて裁判官から判決の趣旨が伝達され、「右申渡之通相心得ヘシ」と言い渡された。ただ、下田区裁判所の場合、一八七九年一〇月以降、差添人の存在を資料上で確認できなくなる。その理由は不明である。

第二章　公判手続

すでに述べたように、公判では、警察署作成の仮口書や糺問判事作成の糺問書をもとに被告人訊問が行われ、「罪案」が作成された。罪案には、被告人の供述内容が口書として記録され（末尾にその内容に相違ない旨の文言と被告人の署名・捺印が添えられた）、さらに罪名・罰条と量刑を記した擬律が書き込まれた。そして、最後に、被告人に対して判決の言渡がなされた。つまり、公判手続は、《口書→擬律→判決言渡》の順に進行した[47]。

このような公判手続は、既述のように、通常は掛二名（判事補と司法省出仕など）――場合によっては掛一名――によって遂行されていた。しかし、彼らが実際にどのような役割分担のもとに一連の手続を処理していたのか、その実態についてはなお不明な点が多い。この点は拙稿でもほとんど解明することができなかった。そこで本章では、下田区裁判所刑事裁判資料中にわずかに残された資料を手がかりに、この問題の解明に迫ってみたいと思う。

【資料13(48)】

（静岡県罫紙）

伊豆国賀茂郡大澤邨
八拾番地平民農
明治十四年五月三十日　禅曹洞宗　□　辺　△　太　郎
現時捕獲　　当六月三十三年一ヶ月
一自分儀目下病気ニテ明治十四年五月廿九日同郡蓮台
寺村医師名不知高橋方へ療養ニ罷越夫ヨリ下
田町ニ於テ芝居見物ヲ為シ兼テ知ル同町字新田町
大橋コウ宅ニ一泊シ翌三十日午後一時頃昼飯ヲ喫シ
終リタル処同郡蓮台寺邨松枝伊三郎ナル者同家へ
立寄リ固ヨリ懇意ノ┐故一酒ヲ催サントセシ折柄同郡
立野邨字中ノ瀬姓名不知家号舎ナル者来リ是
又懇意ノ者ニ付都合三人ニテ二階へ揚リ酒宴中賭博
（中略）
相成御糺ヲ受恐入候事
右之通相違不申上候以上
明治十四年六月二日　　□辺△太郎（拇印）

（別紙）　（下田区裁判所罫紙）
「公判(朱書)済　明治十四年六月三日　掛十七等出仕長谷川克子㊞
金銭ヲ賭シ博奕ヲ為ス者
雑犯律賭博条ニ依リ懲役八十日情法ヲ

印　酌量シ減二等
懲役六十日　㊞　　□辺△太郎」
※㊞は「長谷川」印
※印は「静岡裁判所管内下田区裁判所」印

【資料13】は、罪案書式通りに罪案を作成せずに、略式で下田警察署作成の仮口書に下田区裁判所罫紙に記載した擬律を添付したものである。実は、この擬律を起案する過程で作成された「擬律案」が残されている。

【資料14】[49]

（静岡裁判所管内下田区裁判所罫紙）

擬　律　案
金銭ヲ賭シ博奕ヲ為ス者
雑犯律賭博条ニ依リ懲役八十日情法ヲ
酌量シ減二等　㊞
懲役六十日　㊞　㊞
□辺△太郎
□辺△太郎等金銭ヲ賭シ博奕為スニ当
リ官ノ手入アラン┐ヲ恐レ若シ巡査ノ来ルア
ラハ直チニ申告スヘク旨ノ依頼ニ応シ為メニ
金円ヲ貰ヒ受ケ外見ヲナス者
※「減二等」の下の㊞は「井上」印
※「懲役六十日」の下の㊞は「長谷川」印と「荒井」印

本件の掛は司法省一七等出仕長谷川克子一人であるが、【資料14】の印判によって擬律の作成過程に司法省一七

等出仕荒井正修と判事補井上謙吉が関与していたことが分かる。おそらく長谷川が擬律の原案を作成し、同じく司法省出仕である荒井の同意を得て、判事補井上の決裁を得たものと思われる。[50] そして、その結果が長谷川の手によって【資料13】に記載・添付されたと考えてよいであろう。

この後、手続は判決の言渡（申渡）に移る。本件の判決文全文は左の通りである。

【資料15】[51]

（下田区裁判所罫紙）

明治十四年六月三日　　㊞

申　渡

静岡県伊豆国賀茂郡

大澤村平民

□辺△太郎

其方義金銭ヲ賭シ博奕ヲ為ス科

雑犯律賭博条ニ依リ懲役八十

日申付ヘキ処情法ヲ酌量シ二等ヲ

減シ懲役六十日申付ル

※㊞は「長谷川」印

この判決文にも次のような案文が残されていた。

【資料16】[52]

（静岡裁判所管内下田区裁判所罫紙）

宣　告

賀茂郡大沢村

平民

□辺△太郎

㊞

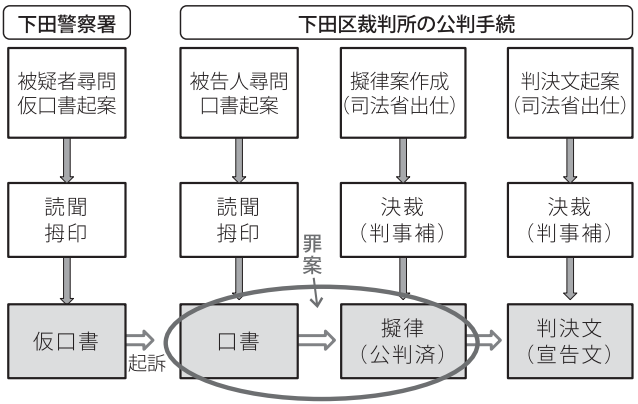
其方義金銭ヲ賭シ博奕ヲ為ス科
雑犯律賭博条ニ依リ懲役八十日申
付ヘキ所情法ヲ酌量シ二等ヲ減シ
懲役六十日申付ル　㊞　㊞

※右の㊞は「井上」印
※左の㊞は上から「長谷川」印、「荒井」印

擬律の場合と同様、判決文もおそらく本件の掛である長谷川が原案を作成し、同じく司法出仕である荒井の同意を得て、判事補井上の決裁を受けたと思われる。[53] そして、長谷川の手によって正式の判決文が清書されたのだろう。

以上の公判手続を一つのモデル・ケース（判事補と司法省出仕が掛の場合）について概念化すると、【図3】のようになる。このように見てくると、区裁判所の公判手続は、基本的には一八七三（明治六）年二月二四日司法省第二二号「断獄則例」に則って行われていたと言うことができる。すなわち、罪案【口書】の作成について、断獄則例第六則は、「解部[54]式ニ依リ罪案ヲ草シテ判事ニ呈ス判事之ヲ検事ニ示シ再ヒ堂ニ陞（シラス）リ囚ヲ喚ヒ供ニ照シテ覆審シ反異（クチヲカヘル）ナキヲ俟テ解部罪案ヲ読與シ拇印セシ

【図３】公判手続



ム」と定めた。また、罪案【擬律】に関して、同第八則は、「解部推問シテ其実ヲ得獄成ラハ罪案ヲ判事ニ呈シ判事覆審シ拇印ヲ取ル第六則ノ例ノ如シ」と規定した。さらに判決の言渡に関して、同第二二則は、「罪囚ヲ処決スルハ第六則ノ例ヲ照シテ定員堂ニ陞リ監視（ケンシ）ノ検部ト公同シ[55]判事罰文ヲ読了テ刑場ニ解ス可シ」と定めていた。

第三章　無罪・免罪判決と起訴手続

次に、第二章で考察した公判手続を経て実際にどのような判決が下されたのかを検討しよう。下田区裁判所刑事裁判資料中の既決事件を年次別、事件別に整理したのが【表3】である。下田区裁判所の既決事件数は五年間で一〇三二件。一年平均で二〇〇件余を処理していたことになる。その内容上の特徴は、第一に、全既決事件のうち常事犯（新律綱領・改定律例などに規定された犯罪を犯した者）はわずかに三七％にすぎない、逆に言えば罰則犯（出版・新聞、酒類・煙草、証券印税、地券、公債、電信、そして不参遅参など各種行政取締規則に違反した者）が全体の六三％を占めていることである。[56] 第二に注目すべき点として、罰則犯のほとんどは不参遅参事件であり、それは全既決事件の五七％にも達していたということである。やや大げさに言えば、下田区裁判所が処理する刑事事件三件のうち二件は不参遅参事件ということになる。

本章では、これら既決事件のうち、無罪判決と免罪（免刑）判決に着目し、そこか

【表3】下田区裁判所既決事件

年	年既決事件数 (A)	内訳			比率 (%)	
		常事犯 (B)	罰則犯 (C)	不参遅参 (D)	B/A	D/A
1877	111	52	59	48	47	43
1878	109	68	41	31	62	28
1879	269	114	155	144	42	54
1880	326	76	250	233	23	71
1881	217	73	144	134	34	62
合計	1,032	383	649	590	37	57

【表４】下田区裁判所の無罪率

年	被告人数 (A)	内訳		無罪 (B)	内訳		無罪率 (%)		
		常事犯 (A１)	罰則犯 (A2)		常事犯 (B１)	罰則犯 (B2)	B/A	B1/A1	B2/A2
1877	165	87	78	11	11	0	6.7	12.6	0.0
1878	155	103	52	13	13	0	8.4	12.6	0.0
1879	329	171	158	10	5	5	3.0	2.9	3.2
1880	422	170	252	11	11	0	2.6	6.5	0.0
1881	280	129	151	0	0	0	0.0	0.0	0.0
合計	1,351	660	691	45	40	5	3.3	6.1	0.7

ら当時の起訴のあり方について考察していきたい（不参遅参事件については、第六章で考察する）。

【表４】は、一八七七年から八一年までの五年間に下田区裁判所に起訴された被告人一三五一人について無罪判決（犯罪事実が存在しないと認定され、「不束ノ筋ナキニ付無構」、「其罪ヲ論セス無罪」などと言い渡したもの）を受けた者の数および無罪率を示したものである。これによれば、全被告人のうち無罪判決を受けた者は四五人、率では三・三％であった。これをより細かく見ると、常事犯被告人で無罪判決を受けた者は四〇人、全常事犯被告人に占める割合は六・一％であった。他方、罰則犯は五人、率にして〇・七％であった。

【表５】は、同じく被告人一三五一人のうち免罪判決を受けた者の数と免罪率を示したものである。ここにいう免罪判決とは、犯罪事実は存在するものの、特定の事由により刑の執行を免除したものをいう。免罪判決が下される特定の事由とは、おもに①自首（事主

【表５】下田区裁判所の免罪率

年	被告人数 (A)	内訳		免罪(B)	内訳			免罪率 (B/A=%)
		常事犯 (A1)	罰則犯 (A2)		自首	無科	３年	
1877	165	87	78	12	7	1	4	7.3
1878	155	103	52	5	1	1	3	3.2
1879	329	171	158	19	16	0	3	5.8
1880	422	170	252	39	6	22	11	9.2
1881	280	129	151	13	7	0	6	4.6
合計	1,351	660	691	88	37	24	27	6.5

に贓を完償した場合を含む）、②減刑による無科、③満三年以上を経て事件が発覚した場合である（なお、【表5】中の「自首」「無科」「三年」は、それぞれ①～③を意味する）。【表5】によれば、全被告人のうち免罪判決を受けた者は八八人、率では六・五％に達した。

そして、【表4】と【表5】を合わせると、全被告人一三五一人のうち無罪判決と免罪判決を受けた者の合計は一三三人（九・八％）ということになる。これを現在の簡易裁判所における実績と比較すれば、それがいちじるしく高い数字であることが分かる。たとえば二〇一二（平成二四）年度の簡易裁判所における刑事訴訟事件の種類および終局区分別既済人員を見ると、被告人総数は四四万七五八一人（通常第一審と略式の合計数）、うち無罪判決を受けた者はわずかに五人、免訴判決〇人である。[57] なぜこのような違いが生まれたのか。結論を先取りして言えば、当時と現在とでは起訴の仕方が異なるためにこのような無罪率等の差が発生したと考えられる。以下、この点について説明しよう。

免罪判決を例にとろう。改定律例「旧悪減免例図」は、「凡、犯罪。年ヲ歴テ。発覚スル者ハ。並ニ。旧悪ヲ以テ論シ。例図ニ照シテ。減等。免罪スルコトヲ聴ス。」と定め、具体的には区裁判所の管轄となる、①懲役三年、二年半、二年、一年半、一年の事件は五年、②懲役一〇〇日、九〇日、八〇日、七〇日、六〇日、五〇日、四〇日、三〇日、二〇日、一〇日の事件は三年、③公罪、過誤失錯は二年、それぞれ「各数ノ年ヲ歴テ。発覚スレハ。其罪ヲ全免ス。」とされた。なお、下田区裁判所の場合、【表5】に示したように、すべて②の事例であった。

下田区裁判所の既決事件のうち旧悪減免例図を適用されたのは二七人の被告人であった。通例、警察署段階で作成される仮口書や始末書には（被告人等が記憶する限りで）犯行日時が記載されていた（始末書については【資料17】[58]を参照）。そのことから、旧悪減免例図適用の可否（事件発生後三年以上を経て発覚したか否か）は警察の取

調段階（起訴前の段階）ですでに判明していたのは確実である。しかし、検事（下田警察署）が作成した書類にその旨を記したものは管見の限りで一つも存在しなかった。旧悪減免例図適用の可否はもっぱら下田区裁判所掛による擬律の段階で判断されていたようである。

【資料17】

始　末　書

静岡県伊豆国賀茂郡
和田邨五拾番地寄留
同国那賀郡中村
七拾番地平民
□久間△三郎

右私儀弟佐久間公之助へ明治十年四
月中相渡シタル質地約定証書ニ付
印紙貼用無之之件御尋問ニ付
左ニ上申仕候
一明治十年四月中佐久間公之助へ相渡
シタル約定証書ハ其当時ニ有
ツテ証券印紙ヲ貼用ノ上消印
シ相渡ス可キ処生憎印紙持
合セ無之且ツ仁科中村ノ如キハ山
間ノ一小僻地ニシテ証券印紙
等ノ売捌場所ハ稀ニ有ル処
ニ有之容易ニ購求スル能ハス加

フルニ該時者自分儀寄留先ヨリ
急用出来ニ付速カニ帰省ヲ致旨
申越シタル際ナルヲ以テ単ニ壱
銭印紙ヲ貼用シ残ル廿六銭ノ
印紙ハ印税ヲ相渡シ貼用消印
ノ義ヲ受取主ニ依頼シタル義ニ有之
聊カモ御規則ニ触ル廉ハ無之
ト存候処今般御尋問ニ付上申仕
候
右之通リ相違不申上候也
右
明治十四年四月十八日　□久間△三郎㊞
静岡県令大迫貞清殿
（別紙朱書）　（下田区裁判所罫紙）
「公判済　明治十四年五月十七日　掛十七等出仕荒井正修㊞
証書貼用印紙ニ消印セズ相渡シ三年以上ヲ経テ発
覚スル者
証券印紙規則第四則第八条ニ依リ三拾円以下ノ科料金
㊞三拾銭申付可キ処三年以上ヲ経テ発覚スルヲ以テ旧悪減免
例ニ依リ
免罪　□久間△三郎」
※㊞は「静岡裁判所管内下田区裁判所」印

同様のことは自首についても言える。改定律例犯罪自首条例第六〇条は、「凡罪ヲ犯シ。事。已ニ告発ヲ経ルト

雖モ。本犯。未タ知ラス。及ヒ官。罪犯ノ名ヲ知ラスシテ。自首スル者ハ。仍ホ未発自首ト同ク。並ニ。罪ヲ免ス。」と規定する。【表5】によれば、下田区裁判所でこの自首条例第六〇条等によって免罪判決を受けた被告人は三七人を数えた。旧悪減免例図の場合と同様、検事（下田警察署長）は取調段階で被告人が第六〇条の要件に該当するか否かを知ることができた。しかし、それが起訴の可否に反映されることはなかった。ここでも犯罪自首条例適用の可否は裁判所の判断に委ねられていたのである。

要するに、かりに免罪要件や自首要件を満たしていても、検事（下田警察署長）は一律に被告人を起訴していたと考えられる。公訴権を行使する段階で検事が免罪の判断を先取り的に行うことはなかった。公訴権運用の実務は、後に出現する起訴便宜主義とはほど遠いものであったといってよい。

第四章　判決の取消・訂正手続

下田区裁判所の判決中には、ごくわずかではあるが、判決言渡後に下田区裁判所自身の手によって判決を取り消し、または訂正したものが存在する。たとえば、一八八一（明治一四）年七月九日、下田区裁判所は前年一一月九日第二七四号判決を自ら取り消す旨の決定を下した。以下、事の経過を簡単に整理してみよう。

一八八〇年一一月　三日　被告人□川△次郎、一人残った船内で失火、船舶・船鑑札・積荷・金員残らず焼失。
一一月　五日　被告人、下田警察署へ自首。
一一月　？日　警察署、被告人を下田区裁判所へ起訴。
一一月　九日　区裁判所（掛判事補服部頼厳）、罪案［口書］を作成。
一一月　九日　区裁判所、罪案［擬律案］を作成。

一一月　九日　区裁判所、【第二七四号】判決申渡（懲役三〇日の贖罪金二円二五銭[59]）。
一一月一七日　被告人、この日までに贖罪金支払。
一八八一年　？月　？日　「右（失火―橋本）ハ全ク仝僚□垣△吉犯罪ノ所為ナル┐発覚」の旨警察署へ届出（届出人は不明）。
？月　？日　警察署、区裁判所に「前条手続取消」を請求。
七月　九日、区裁判所の申渡（第二七四号判決を取り消す）。

残された資料（罪案[61]、第二七四号判決文、七月九日取消判決）から判明するのは以上である。筆者がもっとも興味を持つのは、真犯人発覚後に区裁判所が自ら第二七四号判決を取り消すまでの経緯についてである。この点に言及するのが【資料18】[60]（一八八一年七月九日判決）である。これを左に紹介しよう。

【資料18】
明治一四年七月九日申渡　㊞
静岡県遠江国山名郡
福田村平民
□川△次郎
其方儀勢州飯高郡櫻井町山本儀
平持舩山本丸炊夫トシテ明治十三年十一月
三日豆州賀茂郡子浦へ碇泊中該舩
焼毀シタルハ自己ノ不注意ヨリ醸成シ
タル義ト相心得其旨下田警察署へ出首
致ス【及ヒタル】処仝署ノ起訴ニ依リ仝月九日失
火律ニ照ラシ贖罪金弐円廿五銭ノ処断
相成リタル処右ハ全ク仝僚□垣△吉

犯罪ノ所為ナル┐発覚及ヒタルニ付尚其旨
下田警察署ヘ届ケ出テ追テ仝署ヨリ前
条手続取消ノ求メニ依リ曩キニ汝ヘ言
渡シタル刑ハ更ニ取消タルニ付其旨
相心得ヘシ
但贖罪金弐円弐拾五銭返還ス
※㊞は「井上」印

このように、①第二七四号判決（被告人による贖罪金二円二五銭支払も完了）の言渡後に真犯人が発覚した旨、下田警察署に届出があったこと、②それを承けて、下田警察署は第二七四号判決の取消を下田区裁判所へ請求したこと、そして、③一八八一年七月九日に下田区裁判所が第二七四号判決の「取消」（贖罪金の返還を含む）を言い渡したことまでは確認することができる。しかし、判決取消手続の法的根拠となるべき法令の存否、区裁判所の取消言渡にまで至る諸手続の詳細などは不明である。(62)

下田区裁判所が自ら下した判決を自らの手で取り消したという事例は、一〇三二件中でこの一件だけである。ただ、これとは別に、判決取消に類似するものとして判決を訂正した事例が存在する。これを次に紹介しよう。

一八八〇年四月一二日第九五号判決において、下田区裁判所は、被告人が部理代人として預かった金銭二三円九三銭四厘を横領した罪で、「賊盗律詐欺取財条第三項ニ依リ窃盗ニ準シテ論シ懲役八十日申付ヘキ処已ニ告発ヲ経ルコトヲ知ラスシテ帰村自首スルヲ以テ律例第六十条ニ照シ其罪ヲ全免スヘキト雖モ資力ナク該賍金徴スヘカラサルヲ以テ尚律例第六十二条ニ依リ懲役六十日申付ル」と言い渡した。

しかし、その判決から一ヶ月も経たない同年五月六日に、下田区裁判所は第九五号判決の訂正を行った。曰く、

「賍金弐拾三円九拾三銭四厘ノ罪賊盗律詐偽取財条第三項ニ依リ窃盗ニ準シテ論シ懲役八十日親属相盗条ニ照シ一等ヲ軽減シ懲役七十日ノ処既ニ事主ヨリ告発ヲ経ルヲ知ラスシテ自首スルヲ以テ律例第六十条ニ依リ其罪ヲ全免スヘキモ資力ナク贓徴スヘカラサルヲ以テ仍ホ律例第六十二条ニ依リ懲役五十日申付ル但シ先キニ宣告セシハ誤断ナルヲ以テ改正貼断ス」。要するに、第九五号判決は擬律に当たって親属相盗条の適用を怠って懲役六〇日という結論に至った。そこで改めて親属相盗条も含めて考慮すれば、結論は懲役五〇日ということになるというものであった。

なお、裁判所の法令適用に誤りがあると判断すれば検事は上告を行うことができた（この点については後述する）。したがって、判決訂正手続は、裁判所自身の判断によって行われたものと考えてよいであろう。しかし、判決訂正手続の法的根拠は、判決取消手続の場合と同じくまったく不明である。

第五章　上告

当時、上訴は、一八七五（明治八）年五月二四日太政官第九三号布告「控訴上告手続」に拠って行われた（以下の法文引用は、一八七七年二月一九日太政官第一九号布告「控訴上告手続改正」による）。すなわち、控訴上告手続は「各裁判所ノ終審ヲ不法ナリトシ大審院ニ向テ取消ヲ求ムル」ことを「上告」といい（第九条）、違警罪と死罪を除くすべての刑事事件について上告を認めた（第二六条）。刑事事件については控訴（「初審ニ服セスシテ再ヒ上等裁判所ニ訴ヘ覆審ヲ求ムル者」）を認めなかった（第二条）。上告が認められるのは、「裁判所管理ノ権限ヲ越ユ」、「聴断ノ定規ニ乖ク」、「裁判法律ニ違フ」という要件に該当する場合だけであった（第一〇条）。また、上告

【表６】上告事件の経緯

年	月日	事　　項
1880	11.11	聞補自首
	11.30	仮口書（下田警察署作成）
	12.02	起訴（下田警察署長警部小林昌言→下田区裁判所）
	?	公判（口書の作成）
	?	擬律の作成（井上印と荒井印）
	12.09	公判済（掛司法省17等出仕荒井正修）
	12.09	判決言渡
	12.15	下田警察署長、司法卿へ上告状（上告趣意明細書等）送致
	?	司法卿より大審院検事局へ上告状送致
1881	1.06	大審院検事、大審院に上告状送致
	1.12	大審院判決（川崎強八、草野允素、昌谷千里各判事）
	2.05	下田区裁判所（井上判事補）より申渡

することができるのは、刑の言渡を受けた者または検事（検事のいない地方は警察官）であった（第二七条）。

さて、下田区裁判所既決事件一〇三二件のうち実際に上告がなされたのはわずかに一件であった。一八八〇年一二月九日第二九八号判決（難破船漂流物品窃取事件）[63]がそれである。その公判から上告に至る経緯をまとめたのが【表６】である。

上告状[64]に記載された検事（下田警察署長）の言によれば、検事は以下のような見込みをもって公訴を提起した。

該犯ハ改定律例第百三十二条ニ照シ窃盗ヲ以テ論シ仍ホ二次盗ヲ為シ首従ノ贓併発スルヲ以テ改定律例第七十二条ニ依リ首従ノ贓併セテ百拾円以上懲役七年一等ヲ減シ懲役五年ノ処官ノ捕獲センコトヲ聞テ自首スルニ付改定律例第五十九条ニ照ラシ本罪ニ一等ヲ減シ懲役三年ニ科断ス可キ見込ヲ以テ明治十三年十二月二日及公訴

その論理展開を適用法文をもって示せば以下の通りである。①【改定律例強盗条例第一三二条】[65]（窃盗をもって論ずる）→②【改定律例二罪俱発以重論条例第七二条】[66]（二次盗をなし、もって首従の贓を併せて一一〇円以上であることから懲役七年、一等を減じて懲役五年）→③【改定律例犯罪自首条例第五九条】[67]（官の捕獲せんことを聞いて自首するにつき、本罪に一等を減し懲役三年）。しかし、実際に下田

区裁判所が下した判決は以下のようなものであった。

其方共儀明治十三年十月中渡辺重三郎ノ発意ニ随ヒ難破船漂流ノ物品ヲ窃取スル贓金七拾円以上ノ科賊盗律窃盗条ニ依リ従タルヲ以テ懲役一年半申付ヘキ処官ノ捕獲センコトヲ聞テ自首スルヲ以テ名例律第五拾九条官ノ捕獲センコトヲ知テ自首スル者ハ本罪ニ一等ヲ減スト謂フニ依リ本罪ニ一等ヲ減シ懲役一年申付ヘキ処該品取締ノ責メナキ者ニ付情法ヲ酌量シ尚ホ五等ヲ減シ懲役六十日申付ル

すなわち、①【改定律例賊盗律窃盗条例】（渡辺重三郎の発意に随い難破船漂流の物品を窃取する贓金七〇円以上の科は従たるをもって懲役一年半、なお適用条文は不明）→②【改定律例名例律犯罪自首条例第五九条】（本罪に一等を減し懲役一年）→③【情法酌量】（該品取締の責めなき者に付五等を減し懲役六〇日）という論理展開であった。これを不服とする検事（下田警察署長）は、以下のような理由を付して上告した。

該裁判ノ趣意ヲ考按スルニ首贓ノ金額従贓ヨリ僅少タルヲ以テ従贓ヲ重キトナシ首贓ヲ軽トシ一ノ重キ従贓ヲ以テ裁決セシモノヽ如シ抑現行法律ニ罪倶発例ヲ見ルニ贓ニ軽重ナクシテ従贓ヲ重キトシ首贓ヲ除棄セルカ如キ明文無之ニ付裁判官ノ特法ニ出ツルカ是レ頗ル法律ニ適当セサル処断ト考量セリ右ノ理由ナルヲ以テ該犯ハ改定律例第七十二条ニ照シ処断ス可キモノニシテ単ニ渡辺重三郎ノ従ヲ以テ論シ首贓ヲ軽トセシハ実ニ不当ノ裁判ト見込候

つまり、検事によれば、判決は首贓の金額が従贓より僅少であったことから従贓を重、首贓を軽とし、重い従贓だけをもって裁決したが、本件は改定律例第七二条に照して首従の贓を併せて処断すべきであるという。上告を受けた大審院は、判決文の「弁明」中で検事の主張をほぼ認め、下田区裁判所判決を「不法ノ裁判」と断じた。すなわち、

三浦六弥持船破船ノ際ニ乗シ同船所有ノ棱櫚綱一房酒拾三樽ヲ窃取シ尚又渡辺重三郎ノ発意ニ従ヒ同船積ミ荷酒拾三樽ヲ窃取セシ贓金百拾円以上ナルヲ以テ改定律例第百三十二条ニ依リ窃盗ヲ以テ論スヘキ処窃盗二次ニ及ヒ首従

ノ贓併発スルヲ以テ改定律例第七十二条ニ照シ本罪ニ一等ヲ減スヘキニ聞捕自首ニ係ルヲ以テ仍ホ一等ヲ減シ処断スヘキ者トス然ルニ原裁判所ノ裁判茲ニ出テス首贓ヲ除棄シ従贓ノミヲ以テ科断セシハ不法ノ裁判ナリトス

そのうえで、被告人に対して次のように言い渡した。

右ハ前ニ弁明スル如キニ因リ窃取スル贓金百拾円以上ノ科改定律例第百三十二条ニ依リ窃盗ヲ以テ論シ懲役七年ノ処首従ノ贓併発スルヲ以テ改定律例第七十二条ニ照シ本罪ニ一等ヲ減シ聞捕自首ニ係ルヲ以テ改定律例第五十九条ニ照シ尚一等ヲ減シ懲役三年ニ処ス可キ処、情法ヲ酌量シ尚五等ヲ減シ各懲役百日

本件上告審判決の論理展開は、①【改定律例第百三二条】（窃盗をもって論し懲役七年）→②【改定律例第七二条】（首従の贓併発するをもって本罪に一等を減じ懲役五年）→③【改定律例第五九条】（なお本罪に一等を減じ懲役三年）→④【情法酌量】（なお本罪に五等を減じ懲役一〇〇日）[68]、というものであった。

既述のように、検事（下田警察署長）による起訴は、求判書（被告人氏名等、罪名を記載、罰条の記載はない）を添え、警察等が作成した仮口書（被告人の供述内容を記載）や証拠書類等の一件書類を送致することによって行われた。この段階で、どのような見込みをもって起訴したのかについて、検事（下田警察署長）が所見を述べる機会は存在しない。また、いまのところ、検事（下田警察署長）が公判に立ち会った形跡も認められない。したがって、検事の所見が公判過程を支配することはなかったと考えてよいだろう。それが判決内容と齟齬するものであったか否かは、上告の有無によって初めて認識することができたのである。

第六章　不参遅参事件

一八七七（明治一〇）年一月一七日太政官第五号布告「裁判所ノ呼出ヲ受ケ無届ニテ遅参不参スル者ニ罰金ヲ科ス」により、裁判所の呼出を受けた者が召喚当日に無届で不参・遅参したとき、裁判官は直ちに五銭以上一〇円以下の罰金を科すことができた。この規定に基づき、裁判官が自ら起訴したのが不参遅参事件である。[69] すでに【表3】で示したように、下田区裁判所の既決事件のうち罰則犯が全体の約六三％を占めたが、そのほとんどは不参遅参事件であった（全既決事件の五七％、罰則犯中の約九一％）。やや大げさに言えば、下田区裁判所が処理する刑事事件の三件中二件弱は不参遅参事件であった。全国的には、【表7】に示したように、全刑事事件三件のうち一件強が不参遅参事件であった。それに比べると、下田区裁判所のそれはかなりの高率であったと言ってよい。[70] それでは、なぜ下田区裁判所では不参遅参事件がこれほど多かったのか。以下、その原因と考えられるものを可能な限り資料から読み取ってみたい。

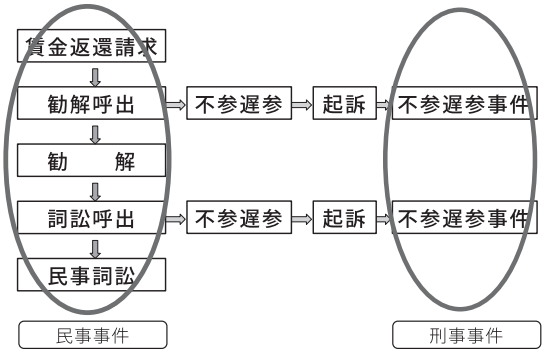
そこでまず最初に行った作業は、不参遅参事件の被告人として二回以上登場する者をリストアップすることであった。その結果、抽出することができた被告人の数は八三人、そして彼らが関与した事件数は三三四件を数

【表7】不参遅参事件（全国）

年＼項目	常事犯(A)	罰則犯罪(B)	呼出遅不参(C)	C/A+B(%)
1876	111,668	12,916	4	0
1877	89,186	81,374	64,415	37.8
1878	101,081	101,063	73,749	36.5
1879	117,855	93,728	66,462	31.4
1880	119,173	100,341	68,861	31.4
1881	119,101	99,034	65,980	30.2
1882		98,945	84,187	
1883	240,398	155,789	127,227	32.1

【出典】司法省編『司法省第四刑事統計年報・明治十一年』、同『司法省第五刑事統計年報・明治十二年』、同『司法省第六刑事統計年報・明治十三年』、同『司法省第七刑事統計年報・明治十四年』、同『司法省第九刑事統計年報・明治十六年』、から作成。

【図４】民事事件と不参遅参事件



えた。これは全不参遅参事件（五九〇件）の五六・六％にあたる。このような数字は、不参遅参事件がかなりの程度、特定の被告人によって常習的に引き起こされていた可能性を示唆するものである。実際、リストアップされた者のうち、岡本文助（被告人となった事件数一五件[71]）、後藤亀吉（同じく一四件[72]）、山梨藤松（同じく一四件[73]）、土屋傳蔵（同じく一三件[74]）、山田清兵衛（同じく一〇件[75]）の五人だけで全事件の一一・二％を占めた。不参遅参事件はなぜこれほどまでに特定の被告人によって常習的に引き起こされたのか。次に、この点について考えてみよう。

刑事事件たる不参遅参事件の多くは、民事事件の処理過程（勧解[76]・公判手続）から発生したものである。両者の関係を図示すれば、【図４】の通りである。このように不参遅参事件の背景に民事事件が存在することを知りうるのは、判決文に加えて、被告人作成の始末書が残されていたからである（不参遅参事件では正式の罪案は作成されない）。それはたとえば左のようなものであった。

【資料19】[77]

不参始末書

伊豆国賀茂郡
箕作村三拾五番地

「（未詳）第三百拾号」

□屋△郎右衛門
一種族　平民　　一年齢　明治十三年十二月
四十年一ヶ月
一宗門　曹洞宗　　一職業　農業
一既婚　有子　　一書読　不知
一管内ニ出生シ同住居　一前科　無之
一自分儀伊豆国賀茂郡下田町斎藤源兵衛並
同町近藤吉之助ヨリ相係ル貸金催促之事件、本月
十六日御勧解右弐事件共延期当日之処出頭不仕候ニ付
当十七日御呼出是又不参候処又候十八日御呼出之処不参仕
其後御呼出当日廿日廿一日何日茂御呼出御状自分ニ受取
候ニ付出頭可致ハ承知罷在候得共自分業向多忙ニ付
出頭不仕候テハ不済義乍心得右出頭当日都合五度ノ
不参仕奉恐入候
右之通相違不申上候以上
右
明治十三年十二月廿二日　□屋△郎右衛門㊞
「（朱書）数度無届不参スル者罰金壱円
明治十三年十二月廿二日　㊞」
下田区裁判所長
判事補井上謙吉殿

※朱書部分の㊞は「荒井」印

このような始末書が残存していれば、簡単ではあるが不参遅参事件がどのような民事事件との関わりで発生した

のかを知ることができる。ただ、残念ながら、一八七七年から一八八一年までのすべての始末書が残存しているわけではない。したがって、そこから知りうる事実はあくまで断片的なものである。そのような限界はあるものの、これら始末書を手がかりに不参遅参事件に関連する民事事件の種類と原告・被告について調査を試みた。その結果判明したのは、特定の民事事件（貸金催促事件）について特定の人物が原告として集中的に登場していたという事実である。

たとえば鹿島世なる人物は、判明するだけでも、一八八〇年四件、一八八一年二九件、合計三三件の不参遅参事件で民事事件の原告（うち三件は原告代人）としてその名が登場した。ちなみに、一八八一年の不参遅参事件二九件とは同年中の全不参遅参事件の二一・六％を占める数であった。また、民事事件の内容を見ると、不明の事件一〇件を除くと、残り三三件はすべて貸金催促事件であった。

古田安兵衛も、鹿島世と同様、数多くの民事事件で原告として登場した。すなわち、一八七九年二件（うち原告代人一件）、一八八〇年六件、一八八一年一五件、合計二三件の不参遅参事件でその名前を見ることができる。一八八一年の一五件は同年全件数の一一・二％を占める数であった。つまり、鹿島世と古田安兵衛だけで、一八八一年不参遅参事件の三二・八％に関係していた。実に三件に一件弱が彼ら二人に関係するものであった。また、民事事件の内容は、これも鹿島世の場合と同様、不明の八件を除けば、一五件すべてが貸金催促事件であった。

古田安兵衛の場合、とくに興味深いのは、「生産会社幹事」（一件）または「伊豆銀行幹事」（四件）の肩書きをもって原告になっていたことである（このほか原告代人として登場したものが一件ある）。ここにいう「生産会社」とは、一八七三（明治六）年七月、田方郡韮山町に創設された地域金融機関「韮山生産会社」のことと思われる。同社の設立に際しては、下田町からも鈴木吉兵衛、鈴木清吉、鈴木忠吉、土屋斧吉が設立賛同者に加わった。同年

一一月、韮山生産会社は三島・松崎・下田に分社を設置した。そして、一八八〇年一二月には、大場村治水社、大場銀行を吸収合併し、「伊豆銀行」に名称を変更した（本店は韮山町）[78]。この間、古田安兵衛は生産会社、後には伊豆銀行の「幹事」として債務者に対する貸金催促訴訟を提起していたのである。幹事が具体的にいかなる職務を担っていたのかは不明であるが[79]、古田安兵衛が韮山生産会社や伊豆銀行の使用人であったことは確実であろう。

このほか中村半次郎（関係する不参遅参事件は一八八一年一〇件）、橋本誠吉（同じく一八八〇年三件、一八八一年六件）、鹿島清十郎（同じく一八七八年八件、一八七九年二件）などの名も頻繁に登場する。彼らが関与した民事事件も、判明する限りですべて貸金催促事件であった。

以上の考察をもとに、以下、若干敷衍して述べよう。下田区裁判所管内では、特定の人物が原告となり、数多くの債務者を相手取って貸金返還請求訴訟を提起していた（残念ながら、その実数は不明である）。そのような民事事件の原告として、本稿では鹿島世、古田安兵衛、中村半次郎、橋本誠吉、鹿島清十郎などの名を挙げた。しかし、彼らはいったい何者なのか。可能性として考えられるのは、①地域金融業者、②地域金融業者の使用人（古田安兵衛はこれに該当する可能性が高い）、③債権回収業者、または④訴訟代理を業とする者などである。いずれにしても、債権者側の人間であることに変わりはない。彼らは業として貸金返還請求訴訟を提起していた。ここではとくに彼らが債権回収のため頻繁に裁判所の勧解・訴訟手続を利用していたことに注目しておきたい。

他方、民事事件の被告（債務者）たち――その多くが不参遅参事件の被告人となる――は賀茂・那賀両郡に幅広く散在していた。彼らは、債権者側の積極的な裁判所利用に対して、前述のように不参遅参という消極的方法で執拗に対抗していた。資料からはそういう社会的構図が読み取れるのではないだろうか。

債権者は債権回収を目的に積極的に勧解・訴訟手続を利用したが、その呼出に応じようとしない債務者（被告）

も多かった。そうした債務者に罰金刑をもって出頭を強制したのが一八七七年太政官第五号布告であり、刑事事件としての不参遅参事件であった。下田区裁判所の場合、そうした不参遅参事件が前述のように全刑事事件の約五七%を占めていた。このような事実から、われわれは、当時の区裁判所の刑事裁判は、刑事裁判であるにもかかわらずその過半はおもに民事事件を補完する機能を担っていたと評価できるのではないだろうか。ただ、その民事補完的機能も、不参遅参事件の発生件数が示しているように、必ずしも有効に機能していたわけではなかったと思われるが。

第七章　訴訟補助者

下田区裁判所刑事裁判資料を読み解いていくと、これまでとりあげてきた判事補、司法省出仕、下田警察署、被告人、民事事件原告などとは別の人間たちが登場する。彼らはいわば刑事被告人等に一定の法的サービスを提供する人々であった。本稿では彼らをひとくくりに「訴訟補助者」として概念化しておこう。ここではその例として、三人の人物を取り上げる。

一人目は森国蔵（賀茂郡下田町字弥次川町に居住）である。森国蔵は、【表８】に示したように、残存する資料から判明する一六件（一八七七年七件、一八七八年二件、一八七九年二件、一八八一年五件）について、刑事事件の差添人・代書人（一三件）、民事事件の原告（三件）として裁判所業務に関与していた。彼に差添人や代書人の業務を依頼したのは、賀茂・那賀両郡の各地に居住する人々であった。遠方から下田区裁判所に出頭してきた被告人たちは、下田町に到着後、森国蔵に差添人または代書人を依頼したのだろう。

【表８】訴訟補助人森国蔵

番号	事件番号	森国蔵の地位
1	明治10年第21号	被告人の差添人
2	明治10年第24号	被告人の差添人
3	明治10年第25号	被告人の差添人
4	明治10年第26号	被告人の差添人
5	明治10年第31号	被告人の差添人
6	明治10年第33号	被告人の差添人
7	明治10年第35号	被告人の差添人
8	明治11年第18号	被告人の差添人
9	明治11年第54号	被告人の代書人（始末書作成）
10	明治12年第４号	被告人の代書人（始末書作成）
11	明治12年第57号	被告人の差添人
12	明治14年第49号	被告人の代書人（始末書作成）
13	明治14年第72号	勧解事件の原告
14	明治14年第95号	貸金催促事件の原告
15	明治14年第207号	被告人の代書人（始末書作成）
16	明治14年第210号	勧解事件の原告

二人目は近藤吉之助（賀茂郡下田町に居住）である。近藤の場合、これも判明する一七件（一八七七年一〇件、一八七八年三件、一八八〇年三件、一八八一年一件）について、刑事事件の差添人・代書人（一三件）、民事事件の原告・被告・代人（三件）として活動していた。その依頼人は、森国蔵と同様、賀茂・那賀両郡に広くまたがっていた。

そして最後は、村山喜三郎（下田町字殿小路町に居住）である。村山が関与した事件で確認できたものは四件（一八七七年三件、一八八一年一件）に過ぎないが、彼は郷宿として訴訟当事者に宿泊サービスを提供しながら、差添人、代書人としても活動していたという点で特徴的な人物であった。

森国蔵、近藤吉之助、そして村山喜三郎は業として差添人、代書人、代人などの業務を行っていたと考えて間違いない。そして、彼らの周囲には、同様の業に従事する無名の人々が広汎に存在していたことだろう。それを窺わせるのが【資料20】[80]である。これは、森国蔵らと同様に、代人や差添人を業として行っていた人物の仮口書である。

【資料20】

（静岡県罫紙）

静岡県伊豆国賀茂郡小鍋村
弐拾一番地平民農業
明治十二年十二月十四日　曹洞宗　□木　△次郎
告発捕獲　四十三年一ヶ月
一自分儀近来他人ノ依托ヲ受ケ詞訟代人或ハ差
添人等ヲ致シ糊口罷在ル処明治十二年八月中伊
豆国田方郡湯ヶ島村平民足立萬作ヨリ賀茂
郡湊村山田長蔵エ係ル貸金一件下田区裁判
所ヘ勧解及出願御調中自分長蔵ヨリ差添
人ノ依頼ヲ受ケ日々訟庭ヘ罷出テ居ル処該件頗ル
紛紜有之御説諭ニ基カス終ニ勧解不調ト相成リ
（後略）
右之通相違不申上候以上
明治十三年二月三日　右　□木△次郎（拇印）

これによれば、彼は最近下田区裁判所周辺で「他人ノ依托ヲ受ケ詞訟代人或ハ差添人等ヲ致」し、「糊口」を凌いでいたという。しかし、彼の名を下田区裁判所刑事裁判資料中に見出すことはできない。それにもかかわらず、詞訟代人や差添人などによって糊口を凌ぐだけの糧を得ていたわけである。そうであるとすれば、森国蔵らの繁盛ぶりは相当なものであったと言えるのではないか。

最後に改めて強調しておきたいのは、これら訴訟補助者（差添人、代書人、郷宿など）が刑事事件の被告人に法的サービスを提供していたという事実である。周知のように、一八八二年一月一日の治罪法施行によって刑事弁護制が導入されるまで[81]、代言人が被告人の刑事弁護を行うことはなかった（この点について、司法省は「従来刑事上

代言人ヲ用ヒサルハ必シモ禁令アルニ非ス自然ノ習慣ニ有之候」[82]と述べていたが）。そういうこともあって、筆者などは、治罪法施行以前の刑事事件に訴訟補助者が存在することなど予想もしていなかった。しかし、これまでの考察から明らかなように、刑事事件においてもさまざまな訴訟補助者が活発に活動していたことを確認することができる。[83]

第八章　保釈制度

最後に、保釈制度の運用について考察したい。一八七七（明治一〇）年二月九日太政官第一七号布告「保釈条例」は、日本に初めて保釈制度を導入したものとして重要である。それによれば、「審訊中ノ繋留」を受ける刑事被告人は、保証金を納付することによって保釈（繋留を免除）される（第一条）。「被告人」および被告人の「保証人タラント欲スル者」は、いつでも保釈を請求することができる（第三条）。被告人に「遁逃」または「罪証ヲ隠滅」するおそれがなければ、裁判官は、終身懲役以上に該当する者などを除き、保釈を認めなければならない（第二条）。また、保証人は二名以上立てなければならない（第四条）。保釈を許された被告人は、裁判官の承諾を得て保釈後の住所を定めなければならない（第七条）。

【資料21】[84]は、「保証人タラント欲スル者」二名が拘留中の被告人について、保釈条例に基づき、保釈を願い出たものである（即日「聞届」）。

【資料21】

保　釈　願

伊豆国賀茂郡
入間村百三拾三番地平民
□　口　△　七

右犯罪ノ始末御取調御取調御拘留中私共両人江御
下ケ被仰付度就而者保釈条例之通相心得保証
金ヲ差出シ本人ハ当下田町字廣岡町千百五番地伊
東五右衛門方江謹慎為致置遁逃ハ勿論何様
ノ義有之候共他江擅出候義無之様取締御
召出シノ節ハ遅滞ナク召連可差出此段奉
願候以上

伊豆国賀茂郡
入間村百壱番地平民
明治十三年九月六日　右長七従弟　山口良朔㊞
同国同郡
下田町字廣岡町千百五番地平民
右長七姪　後藤五右衛門㊞

下田区裁判所長
判事補服部頼厳殿

（別紙）

㊞
「願之通聞届候条保釈金拾
五円可差出候事
明治十三年九月六日」
（朱書）

※㊞は「渡」印
※印は「静岡裁判所管内下田区裁判所」印の割印

この保釈願が司法過程のどの段階で提出されたのかを確認しておこう。本件に関しては、被告人の口書（区裁判所作成[85]）、保釈願、判決文[86]が残されている。これによって判明する限りで本件の経過を整理すれば、左の通りである。

【一八八〇年】
？月　？日　被告人、管守中の樽酒を窃取（賦金一〇円以上）。
？月　？日　下田警察署、被告人を起訴。
八月二六日　区裁判所、公判手続において被告人の口書（罪案書式によらない口書）を作成。
九月　六日　被告人親戚二名、被告人の保釈願を提出。
同日、区裁判所、保釈願を「聞届」。
九月　七日　公判済（掛司法省一六等出仕渡斗鬼雄による擬律作成）。
九月　八日　「懲役九十日」の判決言渡【第二〇六号】（判決文に服部印と渡印）。

ここではとりあえず、「公判済」の前日、つまり実質的に公判手続がほぼ終了する段階で保釈願が裁判所に提出され、聞き届けられたことに注目しておこう。

さて、下田区裁判所刑事裁判資料中には、「御請書」と題する資料（【資料22】）が残されている。これは戸長預けに関する資料である。これをもとに、保釈制度が導入された段階で戸長預けといういわば伝統的手法がどのように利用されていたのかを検討してみたい。

【資料22[87]】
御　請　書

伊豆国那賀郡船田村
平民　□津△太郎
□津　△松
□辺△三郎

右之者御取調中私シエ御預ケ相成
承知仕度就ハ御用之節は何時たり共
右者相連出頭可仕候依而御請書奉差
上候也

右村
戸長
明治十三年九月十一日　佐藤傳次郎㊞
静岡県令大迫貞清殿

本件には、これに関連するものとして「公判済」の段階で作成された擬律と判決文が存在する。このうち擬律の部分を次に紹介しよう。

【資料23[88]】

（静岡裁判所管内下田区裁判所罫紙）
明治十三年九月廿日
司法省十六等出仕渡斗鬼雄㊞
「公判済（朱書）」
㊞　県ノ布達ニ違フ者
明治十年第十三号布告ニ
照シ罰金各三十銭

□津　△太郎
□津　△松
□辺　△三郎
以上三人　㊞」
※朱書中の㊞はすべて「渡」印

これらの資料をもとに、ことの経過を整理すれば、左の通りである。

【一八八〇年】
九月一〇日　被告人三名、村内で猥りに木筒の烟火を発揚。
九月一一日　戸長、御請書を警察署（松崎分署）に提出。
？月　？日　松崎分署、本件を下田警察署へ送致。
？月　？日　下田警察署、被告人を起訴。
九月二〇日　「公判済」（掛司法省一六等出仕渡斗鬼雄）。
九月二〇日　「罰金三十銭」の判決言渡【第二二三号】。

この経過に示されているように、「御請書」（【資料22】）は、事件発生が認知された翌日、警察署が被告人居住村の戸長に被告人の身柄を預けることを申し付け、戸長がこれに同意した証として警察署に提出したものである。本件は、被告人住所地（那賀郡船田村は現松崎町）から松崎分署の管轄になったと思われる。そして、松崎分署の取調が終了すれば、通常、被告人は下田警察署に送致された。しかし、本件は軽微な罰則違反事件であることから、被告人は戸長預けのまま、下田に送致されなかった可能性も考えられる。その場合、彼らの身柄が確実に送致されたのは九月二〇日判決言渡のときということになる。

また、親戚預けの例もあった。すなわち、「御警察署ニ於茂右衛門ノ名称ニテ入獄被仰付候際同人親類ヲ以歎願

仕候処御聞届ケ之上親類江御預リニ相成其後御処分被仰付候」（一八八〇年八月一八日第一七三号判決中の口書）。親戚預けも戸長預けと同様に、警察署の権限で行われていた。

このように戸長預けや親戚預けは、保釈とはまったく異なるものであった。最大の違いは、保釈が裁判所による処分であったのに対し、戸長預け等は警察による処分であったことである（そのうえで、保釈金の有無、処分時期の違いなどがある）。

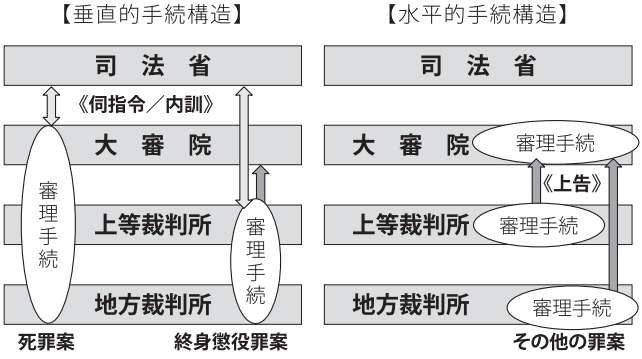
ところで、このような戸長預けや親戚預けの法的根拠は、実は保釈条例中にあった。保釈条例の附則「違警罪又ハ其他ノ刑事被告人ニテ従来親戚又ハ書記区戸長預ケ等ノ先規アルモノハ此保釈条例ト並ニ行フコトヲ得」がそれである。保釈条例自体が、保釈制度とともに伝統的な親戚預け、戸長預けなどを並行して行うことを容認していたのである。

おわりに

本稿は、拙稿に引き続き、近世から近代への過渡期における刑事裁判の実態を解明することを課題とした。その際、分析概念として垂直的手続構造と水平的手続構造も用いていることはすでに述べた通りである。かつて拙稿をまとめた段階では、一八七五年から一八八一年の手続構造は、【図1】（再掲）のように、垂直的手続構造と水平的手続構造の併存として特徴づけられると考えていたこともすでに述べた。ちなみに、筆者の整理では、近世の裁判手続はもっぱら垂直的手続構造として特徴づけられることになる。

さて、本稿の考察を終えたいま、筆者は自身の見解を若干修正すべき必要を感じている。それは、「その他の罪

【図１】刑事司法手続の構造（1875〜1881）



案」の手続構造をおしなべて水平的手続構造と特徴づけたことについてである。われわれが法令分析にとどまる限り、このような整理でもとりたてて不都合は感じないかもしれない。しかし、本稿の考察の結果、区裁判所では掛二名（判事補と司法省出仕など）が口書や擬律を作成するに当たり、部下である司法省出仕が起案し、上司である判事補がその可否を決定するという手続がとられていたことを確認した。これは一八七三（明治六）年二月二四日司法省第二二号「断獄則例」に準拠するものであった。断獄則例は一八八一年末まで名実ともに妥当していた[89]のである。

これは何を意味するのか。「裁判所」に注目すれば、一八七五年以降の各裁判所は、「その他の罪案」については上級裁判所に伺い出ることなく、自ら自立的に裁判を行っていた。その限りで、筆者の言う水平的手続構造をもって特徴づけることにあまり問題はないと考えられた。しかし、本稿の考察によって、われわれは「裁判官」（区裁判所では判事補と司法省出仕）に注目することが可能になった。すなわち、区裁判所の公判は、基本的に判事補と司法省出仕の掛二名によって担われていた。そして、くり返し指摘しているように、部下（司法省出仕）が各文書（口書、擬律、判決文）を起案し、上司（判事補）がそれを裁可するという手続がとられていた[90]。これはまさに垂直的手続構造として特徴づけられるべきものである。すでに水平的手続構造に移行したと考えていた裁判所の中に、しかも《判事補―司法省出仕》という最小の組織単位の中

に、近世以来の垂直的手続構造が存在し続けていたのである。この点について、拙稿執筆段階の認識を修正する必要があるだろう。

いうまでもなく、近代日本に「司法権の独立」が確立するためには、裁判官の職権の独立が欠かせない。しかし、垂直的手続構造が存在する限り、裁判官（とくに部下たる判事補・司法省出仕）に「職権の独立」を認めることなどありえないだろう。一八七五年以降の裁判所は、部分的に水平的手続構造を導入したという意味で「裁判所」の独立に向けて大きく前進したのは確かである。しかし、「裁判官」の独立という点ではいまだ近世社会の延長線上に位置していたと言わざるをえない。一八八二年一月の治罪法施行によってこれがどのように変革されたのか。その点の解明は今後の課題である。

（1）拙稿「静岡裁判所の刑事司法手続――治罪法施行以前の死罪事案を中心に」、『静岡大学法政研究』一八巻三・四号、二〇一四年三月、一～六二頁。

（2）拙稿「静岡裁判所の刑事司法手続」三頁以下。

（3）「垂直的手続構造」「水平的手続構造」は筆者の造語である。その意味については、拙稿「明治初年における聴訟事務――民部官・民部省を中心に」、『静岡大学法政研究』一五巻二・三・四号、二〇一一年二月、で述べたところである。すなわち、「訴訟手続の構造を《時間軸》と《職階・機関》という二つの次元において考察するとき、近世の手続構造は、時間の経過とともに複数の職階または機関を担い手として――いわば上下運動を複雑に繰り返しながら――集合的に遂行されるという特徴を有している。幕府の場合でいえば、町奉行所与力、町奉行、老中などが関与して一件の処理がなされる。本稿は、このような手続構造を説明の便宜のため《垂直的手続構造》と呼ぶこととする。訴訟当事者・村役人を主体とする内済手続なども、こうした垂直的手続構造の一環と捉えることができる。これに対して、近代の手続構造は、時間の経過にもかかわらず、訴訟はつねに裁判官（裁判所）という一つの職階・機関において自己完結的に遂行される。そして、

判決後の上訴によって初めて上級裁判所による審理手続に移行する。上訴後は、上級裁判所によって再び一つの手続が裁判官（裁判所）によって自己完結的に遂行される。このような特徴を有する手続構造を《水平的手続構造》と呼ぶ。いうまでもなく、裁判官の「職権の独立」は、したがって「司法権の独立」は、水平的手続構造のもとでしか存在しえないものである。その意味で、水平的手続構造は近代に固有の手続構造といえる。このような説明概念をことさらに用いるのは、司法制度史における近世と近代の質的相違をより明確に示す必要があると考えているためである。」（一一四～一一五頁）。

（4）　このように理解する根拠となるものは「裁判事務心得」第一条の規定（「各裁判所ハ民事刑事共法律ニ従ヒ遅滞ナク裁判スヘシ疑難アルヲ以テ裁判ヲ中止シテ上等ナル裁判所ニ伺出ルコトヲ得ス但シ刑事死罪終身懲役ハ此例ニアラス」）である。

（5）　「静岡裁判所管内韮山区裁判所ヲ廃シ沼津下田ノ二区裁判所ヲ置ク」、『法規分類大全』官職門・第一三・官制・司法省第二、三四五頁。なお、下田区裁判所の管轄区域は、静岡県伊豆国那賀郡、賀茂郡であった（一八七九年一一月二四日「静岡裁判所ヨリ司法省へ回答」、『法規分類大全』官職門・第一三・官制・司法省第二、三四七頁）。

（6）　ここにいう原資料とは、裁判言渡後、検事局に廻附されてきた裁判記録を編綴したもの（「裁判言渡編冊」と「口供擬律編冊」）を指す。なお、以下を参照。「裁判言渡が済むと裁判記録は、刑の執行指揮をするため検事局に廻附される。検事の執行指揮が終ると検事局では、裁判記録の中から裁判言渡書を抜いて、これを言渡し年月日の順に別に編綴して保存した。これを裁判言渡編冊と云った。これは永世保存と朱書してあった。裁判言渡書を抜いた残りの裁判記録は、これも年月の順に綴って、所定年数保存してから廃棄した。これを口供擬律編冊と称した。実際の扱いでは、年限に達して廃棄処分の手続きをしても、実際の廃棄は便宜に従ったようであった。」（小泉輝三朗著／礫川全次校訂『明治黎明期の犯罪と刑罰』批評社、二〇〇〇年、五八頁）。

（7）　「断刑録（明治一一年）」（簿冊番号四九〇）の第一頁に「明治三十一年八月二日取調ヘノ際本簿ハ表紙ヲ始メ其年三月廿一日以前ノ分ハ虫害ニ係リシヲ発見セリ依テ仮ニ表紙ヲ調付ス」との記載がある。

（8）　一八八一年六月二九日静岡県甲第一〇四号「静岡裁判所検事高津雄助着任事務取扱ノ件」、同年一〇月二六日静岡県甲第一六五号「静岡裁判所浜松支庁エ検事石澤命文着任事務取扱ノ件」（静岡県編『沿革静岡県諸達類聚目録』小林喜作、

一八八四年、三六六頁以下)。

(9) 一八七五年九月二二日「警察官吏罪人捕獲府県裁判所等へ逓送ノ節犯人送致書中記載方」(司法省達第二七号達)。なお、この司法省達第二七号達は、一八八〇年七月一七日太政官第三七号布告「治罪法」の施行(一八八二年一月一日)により消滅した。

(10) 「仮口書」の用語を用いている理由については、拙稿「静岡裁判所の刑事司法手続」注(32)を参照。

(11) 仮口書の雛形を定めた法令等の存否は不明である。

(12) たとえば、「右□中△蔵ヲ訊問スル其供述スル所即チ明治十三年五月廿二日警察官ノ面前ニ於テ調印セシ口供ト能ク符合シ一ノ相違スル廉ナシ／右読聞カセ相違ナキ旨ヲ承諾シ其証印ヲナシタリ」(一八八〇年五月二四日付口書、同年五月二九日第一三七号判決)。「判決原本(明治一三年)」(簿冊番号四九七)。

(13) 「判決原本(明治一一年)」(簿冊番号四九三)。

(14) 拙稿「静岡裁判所の刑事司法手続」一三頁。

(15) 「判決原本(明治一〇年)」(簿冊番号四九二)。

(16) 始末書の作成は、実務的にはかなり早い時期から行われていたようである。いまのところ、明治五(一八七二)年にはすでに行われていたことが確認できる。すなわち、同年一一月(日欠)、各裁判所・裁判所不被置府県に対して司法省第四五号「罪案書式改定」が達せられ、新たに罪案書式、罪案書式補(「兇徒聚衆律内付和随行等ノ如キ二人以上情罪軽キ者」に用いる書式)、罰文案、罪案凡例(罪案の作成要領)、施行順序などが示された。その目的は、「従来各府県(の供状に―引用者)収具スル所、一定ノ体裁ナク、往々其要領ヲ得サル者アリ、故ニ今供状ヲ以テ罪案トナ」すことにあった(罪案凡例)。しかし、その後、罪案書式の適用には一定の例外が認められた。そのきっかけとなったのは、一八七三(明治六)年一月(日欠)、埼玉裁判所が司法省に提出した伺であった(司法省指令は同年一月一三日付)。すなわち、

〇一月十三日
〇埼玉裁判所伺
今般罪案式御発行ニ付左ノ廉々相伺申候

一失火及ヒ鑑札遺失等専ラ軽科ニシテ殊ニ一日ノ休業タリトモ其営方ニ窮迫スヘキ情実有之者ハ亦従前ノ通始末書ヲ以テ即決可然哉

（第二条略）

右条々差掛候間至急御下知被下度此段相伺候也

一月

○指令

第一条軽犯ニ付罪案書式ニ則トルニ及ハス従前ノ通取計ラヒ待罪書ハ施行順序ニ照準シ編輯可致事

（第二条指令略）

要するに、埼玉裁判所は、罪案書式の制定後も、「失火及ヒ鑑札遺失等」の「軽科」については、被告人に一日以上の休業を強いる「罪案」を作成せず、従前通り簡易な「始末書」の提出をもって「即決」したいという。これに対し、司法省は罪案書式の適用を除外することで、伺の趣旨を聴き入れた。今回、下田区裁判所資料によって新たに確認することができたのは、始末書の作成・提出は、公判段階で裁判所に対してなされたというよりも、起訴前の段階で作成され、警察署に提出されていたこと、そして（後述するように）起訴にともない裁判所に送致されたということである。

（17）「判決原本（明治一三年）」（簿冊番号四九七）。

（18）拙稿「静岡裁判所の刑事司法手続」九頁。

（19）「言渡書綴込（明治一四年）」（簿冊番号五〇〇）。

（20）拙稿で指摘したように、静岡裁判所の刑事司法手続では、各地の警察署を統轄する静岡県警察本署が起訴手続を遂行した。したがって、各地の警察署や分署が被疑者を拘束しても、最終的には一件書類とともに警察本署に送致された（拙稿「静岡裁判所の刑事司法手続」一〇頁）。しかし、下田区裁判所刑事裁判資料中に下田警察署と静岡県警察本署との連絡文書はまったく存在しない。そのことから、区裁判所管轄事件については警察本署への送致、警察本署による起訴という手続はとられていなかったと考えてよいだろう。

（21）拙稿「静岡裁判所の刑事司法手続」一〇頁以下。

（22）「判決原本（明治一三年）」（簿冊番号四九七）。

(23) 沼津区裁判所に「糺問掛」が置かれていたことはすでに指摘したことがある。拙稿「静岡裁判所の刑事司法手続」一二頁。

(24) 拙稿「静岡裁判所の刑事司法手続」一三頁。なお、下田区裁判所でも「糺問書」の名称を使用している事例（一八八〇年四月一七日第九八号判決）がある（「判決原本（明治一三年）」簿冊番号四九七）。

(25) 静岡裁判所と同様、一部の糺問書で問答形式がとられていた（一八八〇年四月一七日第九八号判決、同年八月一八日第一七三号判決、同年一〇月四日第二一八号判決など）。

(26) 一八八〇年四月一七日第九八号判決、同年八月一八日第一七三号判決、同年一〇月四日第二一八号判決。

(27) 静岡裁判所でも同様に、問答形式で糺問書が作成されることがあった。拙稿「静岡裁判所の刑事司法手続」一三頁。

(28) 「判決原本（明治一三年）」（簿冊番号四九七）。

(29) ここにいう「検事」は、下田警察署長を指すと考えられる。

(30) 一八七六年四月二四日司法省達第四八号「司法警察仮規則」第四条は、検事の起訴手続について次のように定めた。「検事ハ、違警犯ヲ除クノ外、総テ罪犯ニ付テノ告訴（被害人自ラ訴フル者）告発（他人ヨリ訴フルモノ）ヲ受取リ、及自ラ現行犯ヲ検視シテ検視明細書ヲ作リ、若クハ他ノ司法警察官ノ検視明細書ヲ受取リ、之ヲ相当ノ裁判所ニ訴ヘ裁判ヲ求ムヘシ」。そして、司法警察官たる警部について、同仮規則第一一条が「警部（司法警察官）ハ、受取ル所ノ告訴告発ノ文書、若シクハ現行犯ノ検視明細書、及ヒ其ノ他ノ書類ヲ速ニ検事ニ送リ、検事ノ処分ニ供フヘシ」と規定した。

(31) 拙稿「静岡裁判所の刑事司法手続」一三頁。

(32) 一八八〇年四月一七日第九九号判決、同年五月二九日第一七三号判決、同年一〇月四日第二一八号判決。なお、それぞれの糺問書は「判決原本（明治一三年）」（簿冊番号四九七）に所収。

(33) 拙稿「静岡裁判所の刑事司法手続」一三頁。

(34) 国立公文書館所蔵内閣文庫『駿河国史』第三輯（材料・処刑書類（明治一一―一四年））。

(35) その起源は、少なくとも明治二年まで確実に辿ることができる。すなわち、「是年（明治二年―橋本）。民部省令ス。凡ソ争訟スル者。原告被告ヲ問ハス。召喚ノ期ニ後ルヽ者ハ。過料銭三貫ヲ科シ。病ト称シテ至ラサル者ハ。五貫ヲ科ス。

差添人扶同スル者ハ。本人ノ例ニ照シテ。各二貫ヲ減ス。尋テ東京府モ。亦出廷時限ヲ定メ。訴所ニ帳簿ヲ置キ。姓名ヲ自署セシメ。期ヲ愆ツ者ハ。枉鎖若クハ責付ヲ命ス。」（（アジア歴史資料センターRef.A04017114000『大政紀要』下編・第七一巻（国立公文書館））。その後、明治三（一八七〇）年一〇月一七日東京府申渡「公事出入呼出刻限遅参不参ノ者処置方」（『太政類典』一編一八八巻【一九】）などが出された。

(36)「判決原本（明治一一年）」（簿冊番号四九三）。

(37) 拙稿「静岡裁判所の刑事司法手続」一四頁以下。

(38)「判決原本（明治一〇年）」（簿冊番号四九二）。

(39) 静岡裁判所でも、下田区裁判所と同様に、罪案を作成しない場合があった。拙稿「静岡裁判所の刑事司法手続」一五頁以下。

(40)「判決原本（明治一一年）」（簿冊番号四九三）。

(41) 拙稿「静岡裁判所の刑事司法手続」三七頁。

(42)「判決原本（明治一〇年）」（簿冊番号四九二）。

(43)「判決原本（明治一一年）」（簿冊番号四九三）。

(44) なお、一八七五年九月二七日司法省番外達「罪囚刑名宣告ノ前日必ス検事ニ通知セシム」、参照。

(45)「断刑録（明治一〇年）」（簿冊番号四八九）。

(46) 一八七三年七月一七日太政官第二四七号布告「訴答文例」は、その第三条で「従前ノ差添人ヲ廃シ之ニ代ルニ代書人ヲ以テス」と定めたが、同第三一条では「原告人被告人ニテ代書人ヲ用ヒサルトキハ親戚又ハ朋友ノ者ヲ以テ差添人ト為シ訴状答書等へ連印セシム可キ事」とも規定した。つまり、訴答文例は旧来の差添人制度を廃し、代わりに代書人の利用を求めた。ただ、訴訟当事者が代書人を用いないときは、親戚・朋友を差添人と定め、訴状等へ連印することを求めた。しかし、一八七五年二月三日太政官第一三号布告により、「自今原告人被告人訴訟手続ニ差支サル者ハ差添人ニ及ハス候」とされ、訴訟手続上支障がなければ必ずしも差添人を置かなくてもよいことになった。

(47) 前掲・小泉輝三朗『明治黎明期の犯罪と刑罰』は、かつて東京地方裁判所に所蔵されていた「口供書」「擬律書」「批可

書」「裁判言渡書」について紹介している（四四頁以下）。このうち「批可書」は、区裁判所では作成されなかった。

（48）「言渡書綴込（明治一四年）」（簿冊番号五〇〇）。

（49）「判決原本（明治一三年）」（簿冊番号四九六）。なお、この簿冊の巻末には一八八一（明治一四）年作成の資料が一部綴じ込まれている。

（50）次のような書式のものもある（「判決原本（明治一三年）」簿冊番号四九六）。一七等出仕荒井正修から区裁判所長井上謙吉宛に擬律案を伺い出たものである。井上の決裁を得たことが井上印の捺印によって分かる。なお、本件第二九三号は一八八〇年一一月二七日に判決が申し渡された。

（下田区裁判所罫紙）

第弐百九拾三号擬律

所長　　掛リ十七等出仕荒井正修㊞

火ヲ失シテ自己ノ宅舎ヲ焼ク科雑犯律失火

条ニ照シ懲役二拾日贖ヲ聴シ贖罪金壱円

五拾銭㊞

右

□藤　△八

※左の㊞は「井上」印

（51）「言渡書綴込（明治一四年）」（簿冊番号五〇〇）。

（52）「判決原本（明治一三年）」（簿冊番号四九六）。

（53）こちらにも別の書式がある（「判決原本（明治一三年）」簿冊番号四九六）。

（静岡裁判所管内下田区裁判所罫紙）

所長㊞　　掛　荒井十七等出仕㊞

明治十三年十一月廿六日

申　渡

静岡県伊豆国賀茂郡
吉左美村平民
□　藤　△　八

其方儀本月廿二日火ヲ失シテ自己ノ宅舎ヲ焼失スル科雑犯律失火条ニ照シ懲役弐拾日贖ヲ聴シ贖罪金壱円五拾銭申付ル

明治十三年十一月廿六日
※所長㊞は「井上」印

（54）一八七五年五月四日太政官第七三号布告により解部は廃止され、判事補に置き換えられた。

（55）検部は「裁判所ニ出張シ裁判ノ当否ヲ監視ス」ることをその職務の一つとする（一八七三年四月一〇日府県裁判所長宛司法省達「各府県裁判所区裁判所出張検事局分課」）。しかし、間もなくして、その職務も消滅したようである（一八七三年六月二五日司法省【定】（東京府への申入）「行刑ノ節検事局ヨリノ立合ヲ廃シ行刑済開申ノ儀東京府へ申入」）。事実、下田区裁判所では検事（下田警察署）が判決言渡に立ち会っていた形跡は認められない。ちなみに、明治五年一一月（日欠）司法省第四五号「罪案書式改定」および一八七三年二月一四日司法省第一六号「罪案書式並凡例」に掲載された罪案雛形には、掛の判事・解部とともに、「連斑」たる検事の連署欄が設けられていた。しかし、その連署欄は、一八七四年二月一四日司法省無号達「罪囚口供案連班ノ二字削除」により削除された。

（56）常事犯、罰則犯については、司法省編『司法省第四刑事統計年報（明治十一年）』司法省、などを参照。

（57）司法統計「第一二表　刑事訴訟事件の種類及び終局区分別既済人員―簡易裁判所」http://www.courts.go.jp/sihotokei/nenpo/pdf/B24DKE111~13.pdf【最終閲覧日】二〇一四年一二月二一日。

（58）「言渡書綴込（明治一四年）」（簿冊番号五〇〇）。

（59）「宣告書綴（明治一三年）」（簿冊番号四九九）。

（60）「宣告書綴（明治一三年）」（簿冊番号四九九）。

(61)　「判決原本（明治一三年）」（簿冊番号四九六）。

(62)　ちなみに、治罪法によれば、本件は「再審ノ訴」（治罪法第五編第二章第四三九～四四七条）によらなければならない。治罪法上、再審の訴は、①殺人罪につき、刑の言渡があった後、その言渡の日に殺されたと認められた者が現に生存し、または犯罪前にすでに死去していたことの確証があったとき、②同一事件につき、共犯とは別に、別に刑の言渡を受けた者がいたとき、③犯罪発生以前に作成した公正証書をもって、当時その場所に不在であることを証明したとき、④被告人を陥害した罪によって刑の言渡を受けた者がいるとき、⑤公正証書をもって訴訟書類に偽造または錯誤があることを証明したとき、のいずれかの場合に該当しなければ認められない（第四三九条）。本件のように真犯人が発覚したことが警察署に届け出られただけでは再審の訴は認められない。また、再審の訴は大審院の管轄であり、刑の言渡を行った裁判所が再審を行うことはなかった。なお、再審の訴を提起できるのは、①検事（刑の言渡をなした裁判所の検察官、刑の言渡をなした裁判所を管轄する控訴裁判所の検事長、大審院検事長）、②刑の言渡を受けた者、③刑の言渡を受けた者が死去したときはその親属であった（第四四〇条）。

(63)　「判決原本（明治一三年）」（簿冊番号四九六）。

(64)　大審院判決（日付不明）中に引用されたところに拠る（「判決原本（明治一三年）」簿冊番号四九六）。

(65)　改定律例強盗条例第一三二条「凡失火。及ヒ破船等ノ難ニ乗シ。財物ヲ窃取スル者ハ。窃盗ヲ以テ論シ。搶奪スル者ハ。強盗ヲ以テ論ス。」

(66)　改定律例二罪俱発以重論条例第七二条「凡二次以上。盗ヲ為シ。首従ノ贓。並発スル者ハ。首従ノ贓ヲ併セテ。罪。一等ヲ減ス。」

(67)　改定律例名例律犯罪自首条例第五九条「凡罪ヲ犯シ。人ノ官ニ陳告セント欲スルヿヲ知テ。自首スル者ハ。本罪ニ。一等ヲ減スル律ヲ改メ。減二等ニ従イ。官ノ捕獲セント欲スルヿヲ聞テ。自首スル者ハ。本罪ニ一等ヲ減ス。」

(68)　改定律例名例律五刑条例第一条により、懲役刑の等級は、一〇年、七年、五年、三年、二年半、二年、一年半、一年、一〇〇日、九〇日、八〇日、七〇日、六〇日、五〇日、四〇日、三〇日、二〇日、一〇日に区分された。

(69)　下田区裁判所の判決例を見ると、裁判所からの呼出状を受理することを拒否した事例（一八七八年五月一三日第三七号

甲判決）や警察署からの呼出に遅参した事例（一八七七年一二月一五日判決）などがみられることから、一八七七年太政官第五号布告は類推適用されていた様子が分かる。

（70）ちなみに、一八七七年四月、静岡裁判所ではわずか四月の一ヶ月間で不参遅参事件で罰金刑に処せられた者が三六九人に達したという。「静岡裁判所に於て去る四月中遅不参抔致して罰金を命せられたる者が三百六十九人、此金弐百六拾七円五十五銭だと申事、兎角お差紙抔を疎にすると此通りです唐、皆三五用心をなさいまし」（『静岡新聞』第一三八号・一八七七年五月一三日付）

（71）判明する限りで、一五件のうち一件は鹿島清十郎（後出）を原告とする貸金催促事件に関連する（一八七九年五月七日第六二号判決）。それ以外の詳細は不明だが、いずれも詞訟・勧解呼出当日に無断で不参・遅参を繰り返していた。

（72）一四件のうち二件は、鹿島世（後出）を原告とする貸金催促事件に関連する不参遅参事件である（一八八一年二月七日第三一号判決、同年九月七日第一四二号判決）。その他、酒井瀧蔵を原告とする民事事件に関連するもの二件、平川冨平を原告とする民事事件に関連するもの二件である。

（73）判明するのは、一四件すべてが詞訟・勧解呼出当日に無断で不参遅参を繰り返していたことである。

（74）一三件のうち一件は、土屋傳蔵が原告として提訴した民事事件で無断遅参したものである。他方、貸金催促事件の被告として不参遅参したのは、一八七九年五月（日欠）第六三号判決（民事事件の原告は鹿島清十郎）、一八八一年二月三日第二七号判決、同年二月一七日第四〇号判決、同年六月二〇日第一〇六号判決（いずれも民事事件の原告は大笹安五郎）の四件であった。

（75）一〇件のうち二件は古田安兵衛（後出）を原告とする貸金催促事件に関連する不参遅参事件である（一八八〇年一一月二四日第二九二号判決、同年一二月九日第三〇一号判決）。また、他の一件は鹿島世を原告とする貸金催促事件に関連する事件であった（一八八一年一月二七日第一八号判決）。

（76）勧解については、とくに林真貴子「明治期日本・勧解制度にあらわれた紛争解決の特徴」、川口由彦編著『調停の近代』勁草書房、二〇一一年、一四九頁以下、参照。

（77）「判決原本（明治一三年）」（薄冊番号四九六）。

(78) 戸羽山瀚『伊豆銀行沿革史』仁田竹操館、一九四一年、七頁以下。なお、一八七三年に定められた生産会社規則第九則によれば、「会社ヨリ貸出金ハ地券状或ハ物産ノ質高ヲ預リ貸渡スベシ、返済ノ期限ハ二ヶ月四ヶ月或ハ六ヶ月目トス、其利息ハ年一割五分ト定ム、然ト雖モ借主ノ情実ニヨリ此ノ利息ヲ引下ケ貸渡ス事モ有ル可シ」という。

(79) ちなみに、一八七三年七月現在の生産会社役員は、相談役（足柄県令、同参事）、頭取（仁田大八郎）、取扱人（小川弥右衛門、渡辺市郎左衛門）、書記（杉崎三郎、江川六郎）であった。前掲・戸羽山瀚『伊豆銀行沿革史』三一頁。

(80) 「判決原本（明治一三年）」（簿冊番号四九七）。

(81) 治罪法第二六六条「被告人ハ弁論ノ為メ弁護人ヲ用フルヿヲ得」。なお、重罪裁判については必要的弁護制が導入された（治罪法第三七八条）。

(82) 一八七六年五月二五日司法省伺（『太政類典』二編三四七巻【八八】）。

(83) 民事事件における代人等の活動については、拙著『在野「法曹」と地域社会』法律文化社、二〇〇五年、参照。

(84) 「判決原本（明治一三年）」（簿冊番号四九七）。

(85) 「判決原本（明治一三年）」（簿冊番号四九七）。

(86) 「宣告書綴（明治一三年）」（簿冊番号四九九）。

(87) 「判決原本（明治一三年）」（簿冊番号四九七）。

(88) 「判決原本（明治一三年）」（簿冊番号四九七）。

(89) もちろん法形式的に断獄則例が一八八一年一月一日治罪法の施行をもって消滅したことは周知のことである。本稿が確認したのは、法運用の実際においても断獄則例が遵守されていたという事実であった。

(90) 地方裁判所でも掛二名体制がとられ、判事と判事補がその任に就いていたが、ここでも区裁判所と同様に、部下である判事補が起案し、上司である判事の裁可を受けていたと考えられる。